

# △国立大学法人法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令▽

## 新旧対照表目次

船舶安全法施行令（昭和九年勅令第十三号）〔第二条関係〕	4
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）〔第三条関係〕	5
国有財産法施行令（昭和二十三年政令第二百四十六号）〔第四条関係〕	7
医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）〔第五条関係〕	8
教育公務員特例法施行令（昭和二十四年政令第六号）〔第六条関係〕	9
公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）〔第七条関係〕	24
地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）〔第八条関係〕	25
道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）〔第九条関係〕	26
統計報告調整法施行令（昭和二十七年政令第三百九十六号）〔第十条関係〕	28
国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百五十五号）〔第十一条関係〕	29
学校給食法施行令（昭和二十九年政令第二百十二号）〔第十二条関係〕	30
高等学校の定時制教育及び通信教育振興法施行令（昭和二十九年政令第三百十二号）〔第十三条関係〕	31
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）〔第十四条関係〕	33
地方財政再建促進特別措置法施行令（昭和三十年政令第三百三十三号）〔第十五条関係〕	40
国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百七号）〔第十六条関係〕	44
国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号）〔第十七条関係〕	45
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）〔第十八条関係〕	46
首都圏整備法施行令（昭和三十二年政令第三百三十三号）〔第十九条関係〕	47

- 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二号）〔第二十條關係〕
- 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）〔第二十一條關係〕
- 産業教育手当の支給を受ける実習助手の範囲を定める政令（昭和三十三年政令第三百十五号）〔第二十二條關係〕
- 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百五十九号）〔第二十三條關係〕
- 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）〔第二十四條關係〕
- 航空機工業振興法施行令（昭和三十五年政令第二百九十四号）〔第二十五條關係〕
- 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第二百十五号）〔第二十六條關係〕
- 災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）〔第二十七條關係〕
- 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）〔第二十八條關係〕
- 義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律施行令（昭和三十九年政令第十四号）〔第二十九條關係〕
- 独立行政法人等登記令（昭和三十九年政令第二十八号）〔第三十條關係〕
- 近畿圏整備法施行令（昭和四十年政令第五百十九号）〔第三十一條關係〕
- 行政相談委員法第二条第一項第一号の法人を定める政令（昭和四十一年政令第二百二十二号）〔第三十二條關係〕
- 中部圏開発整備法施行令（昭和四十二年政令第二十号）〔第三十三條關係〕
- 著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）〔第三十四條關係〕
- 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）〔第三十五條關係〕
- 児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号）〔第三十六條關係〕
- 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百五十二号）〔第三十七條關係〕
- 日本学術会議法施行令（昭和五十九年政令第六十号）〔第三十八條關係〕
- 回路配置利用権等の登録に関する政令（昭和六十年政令第三百二十六号）〔第三十九條關係〕
- プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令（昭和六十一年政令第二百八十七号）〔第四十條關係〕
- 研究交流促進法施行令（昭和六十一年政令第三百四十五号）〔第四十一條關係〕
- 獣医療法施行令（平成四年政令第二百七十四号）〔第四十二條關係〕

地震防災対策特別措置法施行令（平成七年政令第二百九十五号）〔第四十三條關係〕  
 行政機關の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）〔第四十四條關係〕  
 産業技術力強化法施行令（平成十二年政令第二百六号）〔第四十五條關係〕  
 独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）〔第四十六條關係〕  
 船舶のトン数の測定に関する法律施行令（平成十二年政令第三百三十二号）〔第四十七條關係〕  
 年金資金運用基金法施行令（平成十三年政令第十九号）〔第四十八條關係〕  
 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成十三年政令第三十四号）〔第四十九條關係〕  
 電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）〔第五十條關係〕  
 小型船舶登録令（平成十三年政令第三百八十一号）〔第五十一條關係〕  
 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十四年政令第九十九号）〔第五十二條關係〕  
 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）〔第五十三條關係〕  
 放送大学学園法施行令（平成十五年政令第三百六十五号）〔第五十四條關係〕  
 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成十五年政令第三百六十九号）〔第五十五條關係〕  
 独立行政法人科学技術振興機構法施行令（平成十五年政令第四百三十九号）〔第五十六條關係〕  
 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）〔第五十七條關係〕  
 総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）〔第五十八條關係〕  
 政策評価・独立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第二百七十号）〔第五十九條關係〕

改 正 案	現 行
<p>第三条 船舶安全法第二十九条ノ四第一項ノ政令ヲ以テ定ムル独立行政法人八独立行政法人水産大学校、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人海技大学校、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人海員学校及独立行政法人国立高等専門学校機構トス</p>	<p>第三条 船舶安全法第二十九条ノ四第一項ノ政令ヲ以テ定ムル独立行政法人八独立行政法人水産大学校、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人海技大学校、独立行政法人航海訓練所及独立行政法人海員学校トス</p>

改正案	現行
<p>第七十七条 普通地方公共団体の議会及びその解散請求代表者は、左に掲げる施設を使用して、演説会等を開催することができる。</p> <p>一 学校（学校教育法第一条に規定する学校をいう。）及び公民館（社会教育法第二十一条に規定する公民館をいう。）</p> <p>二 地方公共団体の管理に属する公会堂</p> <p>三 前各号に掲げるものの外、市町村の選挙管理委員会の指定する施設</p> <p>前項に規定する演説会等の開催のための施設は、学校にあつてはその授業、研究又は諸行事、その他の施設にあつては業務又は諸行事に支障がある場合においては、これを使用して演説会等を開催することができる。</p> <p>第一項に規定する演説会等の開催のための施設の使用に要する費用の額は、その管理者において市町村の選挙管理委員会の承認を経てこれを定め、あらかじめ、公示しておかなければならない。</p> <p>普通地方公共団体の議会及びその解散請求代表者は、演説会等を開催しようとする場合において、第一項各号の施設を使用しようとするときは、前項の規定による費用を、あらかじめ、その管理者に支払わなければならぬ。</p>	<p>第七十七条（同上）</p> <p>（同上）</p> <p>（同上）</p> <p>第一項に規定する演説会等の開催のための施設の使用に要する費用の額は、その管理者（国立学校にあつては、<u>学校長</u>）において市町村の選挙管理委員会の承認を経てこれを定め、あらかじめ、公示しておかなければならない。</p> <p>（同上）</p>

第三百三十二条の二 地方自治法第八十条の四第二項に規定する同条第一項の事務局等（以下「事務局等」という。）の組織、事務局等に属する職員の定数又はこれらの職員の身分取扱いで政令で定めるものは、次のとおりとする。

一～六（略）

七 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三十五条の規定による職務専念義務の免除及び同法第三十八条第一項の規定による営利企業等の従事の許可（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第十七条の規定の適用がある場合を除く。）の基準に関する事項

第三百三十二条の二（同上）

一～六（略）

七 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三十五条の規定による職務専念義務の免除及び同法第三十八条第一項の規定による営利企業等の従事の許可（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十一条の規定の適用がある場合を除く。）の基準に関する事項

改 正 案	現 行
<p>（引継不要の特別会計）</p> <p>第四条 法第八条第一項ただし書の特別会計は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>（削除）</p> <p>八 厚生保険特別会計</p> <p>九～二十四 （略）</p>	<p>（引継不要の特別会計）</p> <p>第四条 （同上）</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 国立学校特別会計</p> <p>九 （同上）</p> <p>十～二十五 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>第二条 都道府県知事、地域保健法（昭和二十二年法律第一百号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）の市長又は特別区の区長が法第二十五条第一項の規定により、当該職員に、監獄、少年院若しくは婦人補導院の中に設けられた病院又は診療所に立ち入り、検査をさせる場合には、法務大臣の指定する者を立ち合わせなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、厚生労働大臣が当該職員に法第二十五条第三項又は第七十一条の三第一項の規定による措置を実施させる場合について準用する。</p>	<p>第二条 都道府県知事、地域保健法（昭和二十二年法律第一百号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）の市長又は特別区の区長が法第二十五条第一項の規定により、当該職員に、監獄、少年院若しくは婦人補導院の中に設けられた病院若しくは診療所又は国の設置する大学に附属する病院若しくは診療所に立ち入り、検査をさせる場合には、それぞれ法務大臣又は文部科学大臣の指定する者を立ち合わせなければならない。</p> <p>2 （同上）</p>



改正案	現行
<p>（部局の長）</p> <p>第一条 教育公務員特例法（法という。以下同じ。）<u>第二条第三項の部局の長とは、次に掲げる者をいう。</u></p> <p>一 大学の教養部の長</p> <p>二 大学に附置される研究所の長</p> <p>三 大学又は大学の医学部若しくは歯学部<small>に附属する病院の長</small></p> <p>四 大学に附属する図書館の長</p> <p>（削除）</p> <p>五 大学院に置かれる研究科（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）<u>第六十六条ただし書に規定する組織を含む。</u>）の長</p> <p>（初任者研修の対象から除く者）</p> <p>第二条 法<u>第二十三条第一項の政令で指定する者は、次に掲げる者とする。</u></p> <p>一 臨時的に任用された者</p> <p>二 教諭、助教諭又は常勤の講師（次条において「教諭等」という。）</p> <p>として国立学校（学校教育法<u>第二条第二項に規定する国立学校をいう。</u>以下同じ。）、公立の学校又は私立の学校である小学校等（法第十</p>	<p>（部局の長）</p> <p>第一条（同上）</p> <p>一（同上）</p> <p>二（同上）</p> <p>三（同上）</p> <p>四（同上）</p> <p>五 筑波大学の学群の長</p> <p>六 大学院に置かれる研究科（国立大学の大学院に置かれる教育部及び研究部を含む。）の長で文部科学省令で定めるもの</p> <p>（初任者研修の対象から除く者）</p> <p>第二条 法<u>第二十条の二第一項の政令で指定する者は、次に掲げる者とする。</u></p> <p>一（同上）</p> <p>二 教諭、助教諭又は常勤の講師（次条において「教諭等」という。）</p> <p>として国立、公立又は私立の学校（大学及び高等専門学校を除く。次条において同じ。）において引き続き一年を超える期間を勤務したこ</p>

二条第一項に規定する小学校等をいう。次条において同じ。）において引き続き一年を超える期間を勤務したことがある者で、任命権者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第三十七条第一項に規定する県費負担教職員（以下「県費負担教職員」という。）

）については当該指定都市の教育委員会、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）の県費負担教職員については当該中核市の教育委員会、市（指定都市及び中核市を除く。以下この号において同じ。）町村が設置する中等教育学校（後期課程に学校教育法第四条第一項に規定する定時制の課程のみを置くものを除く。）の県費負担教職員については当該市町村の教育委員会。

次条第三項第四号並びに第五条第二号及び第四号において同じ。）が教諭の職務の遂行に必要な事項についての知識又は経験の程度を勘案し、法第二十三条第一項の初任者研修を実施する必要がないと認めるときも

三 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条第三項に規定する特別免許状を有する者

（削除）

四 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）第三条第一項又は第二項の規定により任期を定め

とがある者で、任命権者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号

）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第三十七条第一項に規定する県費負担教職員（以下「県費負担教職員」という。）については当該指定都市の教育委員会、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）の県費負担教職員については当該中核市の教育委員会、市（指定都市及び中核市を除く。以下この号において同じ。）町村が設置する中等教育学校（後期課程に学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条第一項に規定する定時制の課程のみを置くものを除く。）の県費負担教職員については当該市町村の教育委員会。次条第三項第四号並びに第五条第二号及び第五号において同じ。）が教諭の職務の遂行に必要な事項についての知識又は経験の程度を勘案し、法第二十条の二第一項の初任者研修を実施する必要がないと認めるときも

三 （同上）

四 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第百二十五号）第三条各項の規定により任期を定めて採用された者

五 （同上）

て採用された者

(十年経験者研修に係る在職期間の計算方法)

第三条 法第二十四条第一項の在職期間(以下この条において「在職期間」という。)は、国立学校、公立の学校又は私立の学校である小学校等の教諭等として在職した期間(臨時的に任用された期間を除く。)を  
通算した期間とする。

2 前項の規定により在職期間を計算する場合において、指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する事務に従事した期間があるときは、その期間は、当該在職期間に通算するものとする。

3 前二項の規定による在職期間のうち次に掲げる期間が引き続き一年以上あるときは、その期間の年数(一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)を当該在職期間から除算する。

一 国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第七十九条若しくは地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の規定による休職又は国家公務員法第八十二条若しくは地方公務員法第二十九条の規定による停職により現実に職務を執ることを要しない期間

二 国家公務員法第八十条の六第一項ただし書又は地方公務員法第五十条の二第一項ただし書の規定により職員団体の役員として専ら従事した期間

三 国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九号)第三条第一項又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律

(十年経験者研修に係る在職期間の計算方法)

第三条 法第二十条の三第一項の在職期間(以下この条において「在職期間」という。)は、国立、公立又は私立の学校の教諭等として在職した期間(臨時的に任用された期間を除く。)を通算した期間とする。

2 (同上)

3 (同上)

一 (同上)

二 (同上)

三 (同上)

第百十号) 第二条第一項の規定により育児休業をした期間

四 国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号) 第二条第一項に規定する国立大学法人の設置する小学校等又は私立の学校である小学校等の教諭等として在職した期間について、第一号又は前号に規定する期間に準ずるものとして任命権者が認める期間

五 その他在職期間から除算すべき期間として文部科学大臣が定める期間

(十年経験者研修を実施する期間)

第四条 法第二十四条第一項の十年経験者研修(次条において「十年経験者研修」という。)を実施する期間は、その開始の日から一年以内とする。

(十年経験者研修の対象から除く者)

第五条 次に掲げる者は、十年経験者研修の対象から除くものとする。

- 一 臨時的に任用された者
  - 二 他の任命権者が実施する十年経験者研修を受けた者
- (削除)

三 地方公共団体の一般職の任期付職員 of 採用に関する法律第三条第一項又は第二項の規定により任期を定めて採用された者

四 指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する事務に従事した経験を有する者で、任命権者が当該者

四 私立の学校の教諭等として在職した期間について、第一号又は前号に規定する期間に準ずるものとして任命権者が認める期間

五 (同上)

(十年経験者研修を実施する期間)

第四条 法第二十条の三第一項の十年経験者研修(次条において「十年経験者研修」という。)を実施する期間は、その開始の日から一年以内とする。

(十年経験者研修の対象から除く者)

第五条 (同上)

- 一 (同上)
- 二 (同上)
- 三 一般職の任期付職員 of 採用及び給与の特例に関する法律第三条各項の規定により任期を定めて採用された者

四 (同上)

五 (同上)

の経験の程度を勘案して十年経験者研修を実施する必要がないと認め  
るもの

(大学院修学休業をすることができない者)

第六条 法第二十六条第一項第四号の政令で定める者は、次に掲げる者と  
する。

一 許可を受けようとする大学院修学休業の期間の満了の日(以下この  
条において「休業期間満了日」という。)の前日までの間又は休業期  
間満了日から起算して一年以内に定年退職日(地方公務員法第二十八  
条の二第一項に規定する定年退職日をいう。次号において同じ。)が  
到来する者

二 地方公務員法第二十八条の三の規定により定年退職日の翌日以降引  
き続き勤務している者

三 地方公務員法第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項  
(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条第一項の規定  
により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の六第一項  
若しくは第二項の規定により採用された者

(大学院修学休業の許可の取消事由)

第七条 法第二十八条第二項の政令で定める事由は、次の各号のいずれに  
も該当することとする。

(大学院修学休業をすることができない者)

第六条 法第二十条の五第一項第四号の政令で定める者は、次に掲げる者  
とする。

一 許可を受けようとする大学院修学休業の期間の満了の日(以下この  
条において「休業期間満了日」という。)の前日までの間又は休業期  
間満了日から起算して一年以内に定年退職日(国家公務員法第八十一  
条の二第一項に規定する定年退職日又は地方公務員法第二十八条の二  
第一項に規定する定年退職日をいう。次号において同じ。)が到来す  
る者

二 国家公務員法第八十一条の三又は地方公務員法第二十八条の三の規  
定により定年退職日の翌日以降引き続き勤務している者

三 国家公務員法第八十一条の四第一項若しくは第八十一条の五第一項  
又は地方公務員法第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一  
項(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条第一項の規  
定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは第二十八条の六  
第一項若しくは第二項の規定により採用された者

(大学院修学休業の許可の取消事由)

第七条 法第二十条の七第二項の政令で定める事由は、次の各号のいずれ  
にも該当することとする。

- 一 大学院修学休業をしている教諭、養護教諭又は講師が、正当な理由なく、当該大学院修学休業の許可に係る大学（短期大学を除く。）の大学院の課程若しくは専攻科の課程又はこれらに相当する外国の大学の課程を休学し、又はその授業を頻繁に欠席していること。
- 二 大学院修学休業をしている教諭、養護教諭又は講師が教育職員免許法第四条第二項に規定する専修免許状を取得するのに必要とする単位を当該大学院修学休業の期間内に修得することが困難となったこと。

（削除）

一 （同上）

二 （同上）

（国家公務員退職手当法の特例の適用対象及び要件等）

第八条 法第二十一条の二第一項の政令で定める者は、深く専門の学芸を教授することを職務とする者として文部科学省令で定めるものとする。

2 法第二十一条の二第一項の政令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

- 一 国立大学の教員及び国立高等専門学校教員の教員で前項に規定する者（以下この条において「国立大学の教員等」という。）の共同研究等（国及び特定独立行政法人以外の者が国若しくは指定特定独立行政法人と共同して行う研究又は国若しくは指定特定独立行政法人の委託を受けて行う研究をいう。以下この条において同じ。）への従事が、当該共同研究等の規模、内容等に照らして、当該共同研究等の効率的実施に特に資するものであること。

二 国立大学の教員等が共同研究等において従事する業務が、当該国立大学の教員等の職務に密接な関連があり、かつ、当該共同研究等において重要なものであること。

三 国立大学の教員等を共同研究等に従事させることについて当該共同研究等を行う国及び特定独立行政法人以外の者からの要請があること

°

3 | 各省各庁の長等（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長、特定独立行政法人の長及び日本郵政公社の総裁をいう。）は、職員の退職に際し、その者の在職期間のうちに国立大学の教員等として共同研究等に従事するため国家公務員法第七十九条の規定により休職にされた期間があつた場合において、当該休職に係る期間（その期間が更新された場合にあつては、当該更新に係る期間。

以下この項において同じ。）における当該国立大学の教員等としての当該共同研究等への従事が前項各号に掲げる要件のすべてに該当することにつき、文部科学大臣において当該休職前（更新に係る場合には、当該更新前）に総務大臣の承認を受けているときに限り、当該休職に係る期間について法第二十一条の二第一項の規定を適用するものとする。

4 | 法第二十一条の二第二項の政令で定める給付は、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十条第一項に規定する退職手当等（同法第三十条の規定により退職手当等とみなされるものを含む。）とする。

5 | 第三項の承認に係る共同研究等に従事した国立大学の教員等は、当該共同研究等を行う国及び特定独立行政法人以外の者から前項に規定する退職手当等の支払を受けたときは、所得税法第二百二十六条第二項の規定により交付された源泉徴収票（源泉徴収票の交付のない場合には、これに準ずるもの）を文部科学大臣に提出し、文部科学大臣はその写しを総務大臣に送付しなければならない。

(教育公務員に準ずる者)

第八条 大学（公立学校であるものに限る。）の助手については、法第三条第一項、第五項及び第六項、第四条（第五条第二項及び第九条第二項において準用する場合を含む。）、第五条第一項、第六条、第八条、第九条第一項、第十条、第十七条から第二十二条まで並びに第二十九条の規定中教員に関する部分の規定を準用する。

2 前項の場合において、任命権者は、法第十条に規定する権限を学部長その他の大学の機関に委任することができる。

3 第一項の場合において、次の表の上欄に掲げる者は、同表の中欄に掲げる法の規定に規定する権限（法第八条第一項及び第三項の規定にあつては、これらの規定により読み替えられた地方公務員法の各規定に規定する権限）の全部又は一部を、それぞれ同表の下欄に掲げる者に委任することができる。

評議会（評議会を置かな	第三条第五項、第四条	学長	第三条第五項、第六条、第八条第一項及び第三項、第十九条並びに第二十条	学部長その他の大学内の他の機関	教授会その他の大学
-------------	------------	----	------------------------------------	-----------------	-----------

(教育公務員以外の者)

第九条 大学の助手については、法に規定する大学の教員に関する規定を準用する。

2 (同上)

3 第一項の場合において、次の表の上欄に掲げる者は、同表の中欄に掲げる法の規定に規定する権限（法第八条の二第一項及び第三項又は法第八条の三第一項及び第三項の規定にあつては、これらの規定により読み替えられた国家公務員法又は地方公務員法の各規定に規定する権限）の全部又は一部を、それぞれ同表の下欄に掲げる者に委任することができる。

評議会（評議会を置かな	第四条第五項、第五条	学長	第四条第五項、第七条、第八条の二第一項及び第三項、第八条の三第一項及び第三項、第十一條並びに第十二条	学部長その他の大学内の他の機関	教授会その他の大学
-------------	------------	----	--	-----------------	-----------



<p>教授会</p>	<p>第三条第五項、第八条第三項及び第二十条第一項</p>	<p>当該教授会に属する教員のうちの一部の者で構成する会議その他の大学内の他の機関</p>	<p>い大学にあつては、教授（第五条第二項及び第九条第二項において準用する場合を含む。） 、第五条第一項、第六条、第八条第一項、第九条第一項、第十九条及び第二十条第二項 内の他の機関</p>
------------	-------------------------------	---	---

第九条 公立の高等専門学校の助手については、法第十一条、第十四条、第十七条、第十八条、第二十一条、第二十二条、第二十五条及び第二十九条の規定中教員に関する部分の規定を準用する。

2 公立の高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校及び養護学校の実習助手並びに公立の盲学校、聾学校及び養護学校の寄宿舎指導員については、法第十一条、第十二条第二項、第十三条、第十四条、第十七条、第十八条、第二十一条、第二十二条、第二十五条及び第二十九条の規定中

<p>教授会</p>	<p>第四条第五項、第八条の二第三項、第八条の三第三項及び第十二条第一項</p>	<p>当該教授会に属する教員のうちの一部の者で構成する会議その他の大学内の他の機関</p>	<p>い大学にあつては、教授（第六条第二項及び第九条第二項において準用する場合を含む。） 、第六条第一項、第七条、第八条の二第一項、第八条の三第一項、第九条第一項、第十一条及び第十二条第二項 内の他の機関</p>
------------	--	---	--

「教員に関する部分の規定を準用する。」

第十条 専修学校及び各種学校の校長及び教員については、法第十一条、第十四条、第十七条、第十八条、第二十一条、第二十二条、第二十五条及び第二十九条の規定中それぞれ校長及び教員に関する部分の規定を準用する。

第十一条 法第三十一条の政令で定める研究施設は、国立教育政策研究所とする。

(削除)

第十条 大学以外の学校の助手、実習助手及び寄宿舎指導員については、法に規定する大学以外の学校の教員に関する規定を準用する。ただし、法第二十一条の二の規定については、国立高等専門学校の助手のうち深く専門の学芸を教授することを職務とする者として文部科学省令で定めるものに限り準用する。

第十一条 法第二十二条の政令で定める研究施設は、国立教育政策研究所とする。

2 法第二十二条の政令で定める研究所は、国立学校設置法施行令（昭和五十九年政令第二百三十号）第七条第二項及び第三項の表に掲げる研究所とする。

3 国立教育政策研究所並びに国立学校設置法（昭和二十四年法律第五百十号）第三章の三、第三章の五及び第三章の六に規定する機関の長（前項に規定する研究所の長を含む。以下この項において同じ。）並びにその職員のうち専ら研究又は教育に従事する者については、法第四条第一項、第二項及び第五項、第七条から第八条の二まで、第十一条第一項、第十二条、第十九条、第二十条並びに第二十一条中国立大学の学長及び教員に関する部分の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替え、これらの機関の長及びその職員をそれぞれ学長及び教員に準ずる者としてこれらの規定を準用するものとする。

二 第一項	第八條の 評議会の議に基づき学長	第八條 評議会の議に基づき学長	第七條 評議会の議に基づき学長	五項 第四條第 評議会の議に基づき学長	二項 第四條第 評議会が	二項 第四條第 評議会（評議会を置かない大学にあつては、 教授会。以下同じ。）の議に基づき学長
定めるところに 文部科学省令で	定めるところに より任命権者	任命権者	任命権者	任命権者	任命権者が 定めるところに 文部科学省令で	任命権者

	第八条の 二第三項 教授会の議に基づき学長	より任命権者
第十一条 第一項 評議会の議に基づき学長		任命権者
第十二条 第一項 評議会 教授会の議に基づき学長	任命権者	任命権者
第十二条 第二項 評議会の議に基づき学長		任命権者

4 国立教育政策研究所並びに国立学校設置法第三章の三、第三章の五及び第三章の六に規定する機関の職員のうち専ら研究又は教育に従事する者（一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）

第十二条 法第三十四条第一項の政令で定める者は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項の規定に基づき同法別表第七研究職俸給表の適用を受ける者でその属する職務の級が一級であるもの以外の者とする。

2 法第三十四条第一項の政令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

一 当該研究施設研究教育職員（法第三十一条第一項に規定する研究施設研究教育職員のうち、前項に規定する者に限る。以下この条において同じ。）の共同研究等（法第三十四条第一項に規定する共同研究等をいう。以下この条において同じ。）への従事が、当該共同研究等の規模、内容等に照らして、当該共同研究等の効率的実施に特に資するものであること。

二 当該研究施設研究教育職員が共同研究等において従事する業務が、その職務に密接な関連があり、かつ、当該共同研究等において重要なものであること。

三 当該研究施設研究教育職員を共同研究等に従事させることについて当該共同研究等を行う国及び特定独立行政法人以外の者からの要請があること。

3 各省各庁の長等（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第

第六条第一項の規定に基づき同法別表第七研究職俸給表の適用を受ける者でその属する職務の級が一級であるものを除く。）については、前項に規定するもののほか、法第二十一条の二の規定を準用する。

第十二条 前三条の規定により法第二十一条の二の規定を準用する場合には、第八条第二項から第五項までの規定を準用する。

二項に規定する各省各庁の長、特定独立行政法人の長及び日本郵政公社の総裁をいう。）は、職員の退職に際し、その者の在職期間のうちに研究施設研究教育職員として共同研究等に従事するため国家公務員法第七十九条の規定により休職にされた期間があつた場合において、当該休職に係る期間（その期間が更新された場合にあつては、当該更新に係る期間。以下この項において同じ。）における当該研究施設研究教育職員としての当該共同研究等への従事が前項各号に掲げる要件のすべてに該当することにつき、文部科学大臣において当該休職前（更新に係る場合には、当該更新前）に総務大臣の承認を受けているときに限り、当該休職に係る期間について法第三十四条第一項の規定を適用するものとする。

4 法第三十四条第二項の政令で定める給付は、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十条第一項に規定する退職手当等（同法第三十一条の規定により退職手当等とみなされるものを含む。）とする。

5 第三項の承認に係る共同研究等に従事した研究施設研究教育職員は、当該共同研究等を行う国及び特定独立行政法人以外の者から前項に規定する退職手当等の支払を受けたときは、所得税法第二百二十六条第二項の規定により交付された源泉徴収票（源泉徴収票の交付のない場合には、これに準ずるもの）を文部科学大臣に提出し、文部科学大臣はその写しを総務大臣に送付しなければならない。

（削除）

第十三条 専修学校及び各種学校の校長及び教員については、それぞれ法に規定する大学以外の学校の校長に関する規定及び教員に関する規定（法第二十一条の二の規定を除く。）を準用する。

第十三条 法第三十六条第一項の政令で定める特定独立行政法人は、次に掲げる特定独立行政法人とする。

- 一 独立行政法人国立特殊教育総合研究所
- 二 独立行政法人大学入試センター
- 三 独立行政法人国立女性教育会館
- 四 独立行政法人国立国語研究所
- 五 独立行政法人国立科学博物館
- 六 独立行政法人国立美術館
- 七 独立行政法人国立博物館
- 八 独立行政法人文化財研究所

2 法第三十六条第二項の規定により独立行政法人研究教育職員（補助的な業務に従事する者として当該独立行政法人研究教育職員の勤務する特定独立行政法人の長が定めるものを除く。）について法第三十四条の規定を準用する場合には、第十一条第二項から第五項までの規定を準用する。この場合において、同条第三項及び第五項中「文部科学大臣」とあるのは、「当該独立行政法人研究教育職員を当該休職にした特定独立行政法人の長」と読み替えるものとする。

第十四条 法第二十二條の二第一項の政令で定める特定独立行政法人は、次に掲げる特定独立行政法人とする。

- 一 独立行政法人国立特殊教育総合研究所
- 二 独立行政法人大学入試センター
- 三 独立行政法人国立女性教育会館
- 四 独立行政法人国立国語研究所
- 五 独立行政法人国立科学博物館
- 六 独立行政法人国立美術館
- 七 独立行政法人国立博物館
- 八 独立行政法人文化財研究所

2 法第二十二條の二第二項の規定により独立行政法人研究教育職員（補助的な業務に従事する者として当該独立行政法人研究教育職員の勤務する特定独立行政法人の長が定めるものを除く。）について法第二十一条の規定を準用する場合には、第八条第二項から第五項までの規定を準用する。この場合において、同条第三項及び第五項中「文部科学大臣」とあるのは、「当該独立行政法人研究教育職員を当該休職にした特定独立行政法人の長」と読み替えるものとする。

改 正 案	現 行
<p>（都道府県立学校の場合の特例）</p> <p>第二百二十四条 第百十五条及び第百十七条から第百二十一条までの規定中 「個人演説会等の施設の管理者」とあるのは、都道府県立の学校において は「学校長」と読み替えるものとする。</p>	<p>（国立学校又は都道府県立学校の場合の特例）</p> <p>第二百二十四条 第百十五条及び第百十七条から第百二十一条までの規定中 「個人演説会等の施設の管理者」とあるのは、国立学校及び都道府県立 の学校においては「学校長」と読み替えるものとする。</p>



改正案	現行
<p>（法第三百四十八条第六項の固定資産）</p> <p>第五十一条の十六の二 法第三百四十八条第六項に規定する非課税独立行政法人以外の者が使用しているものその他の政令で定める固定資産は、次に掲げる固定資産とする。</p> <p>一 当該固定資産を所有する法第二十五条第一項第一号に規定する非課税独立行政法人以外の者が使用している固定資産</p> <p>二・三 （略）</p> <p>2 法第三百四十八条第六項に規定する国立大学法人等以外の者が使用しているものその他の政令で定める固定資産は、当該固定資産を所有する法第二十五条第一項第一号に規定する国立大学法人等以外のものが使用している固定資産とする。</p>	<p>（法第三百四十八条第六項の固定資産）</p> <p>第五十一条の十六の二 法第三百四十八条第六項に規定する政令で定める固定資産は、次に掲げる固定資産とする。</p> <p>一 （同上）</p> <p>二・三 （略）</p> <p>（新規）</p>

改 正 案	現 行
<p>（手数料の納付を要しない独立行政法人）</p> <p>第九条 法第百二条第一項の政令で定める独立行政法人は、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人通信総合研究所、独立行政法人消防研究所、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青年の家、独立行政法人国立少年自然の家、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立博物館、独立行政法人文化財研究所、独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所、独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人肥飼料検査所、独立行政法人農薬検査所、独立行政法人農業者大学校、独立行政法人林木育種センター、独立行政法人さけ・ます資源管理センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人農業工学研究所、独立行政法人食品総合研究所、</p>	<p>（手数料の納付を要しない独立行政法人）</p> <p>第九条 法第百二条第一項の政令で定める独立行政法人は、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人通信総合研究所、独立行政法人消防研究所、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青年の家、独立行政法人国立少年自然の家、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立博物館、独立行政法人文化財研究所、独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所、独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人肥飼料検査所、独立行政法人農薬検査所、独立行政法人農業者大学校、独立行政法人林木育種センター、独立行政法人さけ・ます資源管理センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人農業工学研究所、独立行政法人食品総合研究所、</p>

独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人工業所有権総合情報館、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人土木研究所、独立行政法人建築研究所、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人北海道開発土木研究所、独立行政法人海技大学校、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人海員学校、独立行政法人航空大学校、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、自動車検査独立行政法人、独立行政法人統計センター、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人国立高等学校機構、独立行政法人大学評価・学位授与機構及び独立行政法人メディア教育開発センターとする。

独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人工業所有権総合情報館、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人土木研究所、独立行政法人建築研究所、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人北海道開発土木研究所、独立行政法人海技大学校、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人海員学校、独立行政法人航空大学校、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、自動車検査独立行政法人、独立行政法人統計センター、独立行政法人教員研修センター及び独立行政法人原子力安全基盤機構とする。

改正案	現行
<p>（文教研修施設、医療更生施設等）</p> <p>第一条 統計報告調整法（以下「法」という。）第三条第一項第二号の内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十九条若しくは第五十五条若しくは宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項若しくは国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条の二に規定する機関のうち政令で定めるもの又はこれらに準ずる地方公共団体の機関のうち政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園のうち、地方公共団体が設置するもの</p> <p>二 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五に規定する病院又は診療所のうち、国又は地方公共団体が設置するもの</p>	<p>（文教研修施設、医療更生施設等）</p> <p>第一条（同上）</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園のうち、国又は地方公共団体が設置するもの（国立学校設置法（昭和二十四年法律第五十号）第二条第二項の規定により国立大学若しくは国立大学の学部又は国立短期大学に附属して設置される学校、同法第四条の規定により国立大学に附置される研究所及び同法第五条の規定により国立大学の学部又は大学附置の研究所に置かれる附属の教育施設又は研究施設を含む。）</p> <p>二（同上）</p>

改正案	現行
<p>（法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人）</p> <p>第九条の二 法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人は、同項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 百四十六（略）</p> <p>百四十七 株式会社産業再生機構</p> <p>百四十八 国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下同じ。）</p> <p>百四十九 大学共同利用機関法人（国立大学法人法第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）</p> <p>（法第七条の三第一項に規定する政令で定める法人）</p> <p>第九条の四 法第七条の三第一項に規定する政令で定める法人は、独立行政法人のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 七十九（略）</p> <p>八十 日本郵政公社</p> <p>八十一 国立大学法人</p> <p>八十二 大学共同利用機関法人</p>	<p>（法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人）</p> <p>第九条の二 法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人は、同項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 百四十六（略）</p> <p>百四十七（同上）</p> <p>（新規）</p> <p>（法第七条の三第一項に規定する政令で定める法人）</p> <p>第九条の四 法第七条の三第一項に規定する政令で定める法人は、独立行政法人のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 七十九（略）</p> <p>八十（同上）</p> <p>（新規）</p>

改 正 案	現 行
<p>（学校給食の開設及び廃止の届出）</p> <p>第一条 学校給食法（以下「法」という。）<u>第三条第二項に規定する義務教育諸学校（以下「義務教育諸学校」という。）の設置者（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）<u>第一条第一項に規定する国立大学法人及び都道府県を除く。</u>）は、<u>法第三条第一項に規定する学校給食（以下「学校給食」という。）を開設し、又は廃止しようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、市町村立の学校にあつては直接に、私立学校にあつては都道府県知事を経由して、都道府県の教育委員会にその旨を届け出なければならない。</u></u></p>	<p>（学校給食の開設及び廃止の届出）</p> <p>第一条 学校給食法（以下「法」という。）<u>第三条第二項に規定する義務教育諸学校（以下「義務教育諸学校」という。）の設置者（国及び都道府県を除く。）は、<u>同条第一項に規定する学校給食（以下「学校給食」という。）を開設し、又は廃止しようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、市町村立の学校にあつては直接に、私立学校にあつては都道府県知事を経由して、都道府県の教育委員会にその旨を届け出なければならない。</u></u></p>

改正案	現行
<p>（定時制通信教育手当の支給を受ける実習助手の範囲）</p> <p>第一条 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（以下「法」という。）  <u>第五条第二号の政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</u></p> <p>一 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは高等専門学校  の第三学年の課程を修了した者又はこれらと同等以上の学力があると  認められる者で、その者の従事する実験又は実習（次号において「担  当実習」という。）<u>（）</u>に<u>関し技術優秀と認められるもの</u></p> <p>二 三年以上担当実習に<u>関連のある実地の経験を有する者で、当該担当  実習に<u>関し技術優秀と認められるもの</u></u></p> <p>（設備の基準）</p> <p>第二条 法第六条第一項及び第七条第一項の規定に<u>基づき定時制教育（法  第二条に規定する「定時制教育」をいう。以下同じ。）の設備について  政令で定める基準は、別表第一から第三までに掲げる設備で定時制教育  のために通常必要なものとする。</u></p> <p>2 法第六条第一項の規定に<u>基づき通信教育（法第二条に規定する「通信  教育」をいう。以下同じ。）の設備について政令で定める基準は、別表</u></p>	<p>（定時制通信教育手当の支給を受ける実習助手の範囲）</p> <p>第一条 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（以下「法」という。）  <u>第五条第一項の政令で定める実習助手は、実習助手で次の各号のい  ずれかに該当するものとする。</u></p> <p>一 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは高等専門学校  の第三学年の課程を修了した者又はこれらと同等以上の学力があると  <u>文部科学大臣が認める者で、その者の従事する実験又は実習（次号に  おいて「担当実習」という。）<u>（）</u>に<u>関し技術優秀と認められるもの</u></u></p> <p>二（同上）</p> <p>（設備の基準）</p> <p>第二条 法第八条第一項及び第九条第一項の規定に<u>基づき定時制教育（法第  二条に規定する「定時制教育」をいう。以下同じ。）の設備について政  令で定める基準は、別表第一から第三までに掲げる設備で定時制教育の  ために通常必要なものとする。</u></p> <p>2 法第八条第一項の規定に<u>基づき通信教育（法第二条に規定する「通信教  育」をいう。以下同じ。）の設備について政令で定める基準は、別表第</u></p>

第四に掲げる設備で通信教育のために通常必要なものとする。

3 前二項の基準に関する細目は、文部科学省令で定める。

(通信教育の運営に要する経費の範囲)

第三条 法第六条第二項の規定に基づき政令で定める通信教育の運営に要する経費の範囲は、添削指導手当、面接指導手当、巡回指導旅費、教材費及び通信運搬費とする。

(補助の割合)

第四条 法第六条又は第七条第一項の規定により国が補助する場合の補助の割合は、別表第一及び第四に掲げる設備に要する経費並びに前条の経費については三分の一、その他の経費については二分の一とする。

四に掲げる設備で通信教育のために通常必要なものとする。

3 前二項の基準に関する細目は、文部科学省令で定める。

(法第八条第二項の経費の範囲)

第三条 法第八条第二項の規定に基づき政令で定める通信教育の運営に要する経費の範囲は、添削指導手当、面接指導手当、巡回指導旅費、教材費及び通信運搬費とする。

(補助の割合)

第四条 法第八条又は第九条第一項の規定により国が補助する場合の補助の割合は、別表第一及び第四に掲げる設備に要する経費並びに前条の経費については三分の一、その他の経費については二分の一とする。



補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）（第十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定義）</p> <p>第一条 この政令において「補助金等」、「補助事業等」、「補助事業者等」、「間接補助金等」、「間接補助事業等」、「間接補助事業者等」、「各省各庁」又は「各省各庁の長」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（新東京国際空港公団法（昭和四十年法律第百十五号）第三十四条の二、産炭地域振興臨時措置法（昭和三十六年法律第百二十九号）附則第五項、日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）第二十条の二、独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律（昭和六十三年法律第六十六号）第十四条、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第百二十六号）第十七条（加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）第二十条の二第二項及び肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第十五条の二の規定により読み替えられる場合を含む。）、独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第百三十六号）第十四条、独立行政法人国際交流基金法（平成十四年法律第百三十七号）第十三条、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号）第十八条（同法附則第十二条第三項の規定により読み替えられる場合を含む。）、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四</p>	<p>（定義）</p> <p>第一条 この政令において「補助金等」、「補助事業等」、「補助事業者等」、「間接補助金等」、「間接補助事業等」、「間接補助事業者等」、「各省各庁」又は「各省各庁の長」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（新東京国際空港公団法（昭和四十年法律第百十五号）第三十四条の二、産炭地域振興臨時措置法（昭和三十六年法律第百二十九号）附則第五項、日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）第二十条の二、独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律（昭和六十三年法律第六十六号）第十四条、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第百二十六号）第十七条（加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）第二十条の二第二項及び肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第十五条の二の規定により読み替えられる場合を含む。）、独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第百三十六号）第十四条、独立行政法人国際交流基金法（平成十四年法律第百三十七号）第十三条、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号）第十八条（同法附則第十二条第三項の規定により読み替えられる場合を含む。）、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四</p>

年法律第六十二号)第二十八条、独立行政法人日本芸術文化振興会法(平成十四年法律第六十三号)第十七条、独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第六十六号)第十三条、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成十四年法律第八十号)第二十四条及び独立行政法人国立大学財務・経営センター法(平成十五年法律第一百五号)第十九条において準用する場合を含む。以下「法」という。)第二条に規定する補助金等、補助事業等、補助事業者等、間接補助金等、間接補助事業等、間接補助事業者等、各省各庁又は各省各庁の長をいう。

(補助金等の交付の申請の手続)

第三条 法第五条の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
- 二 補助事業等の目的及び内容
- 三 補助事業等の経費の配分、経費の使用法、補助事業等の完了の予定期日その他補助事業等の遂行に関する計画
- 四 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎
- 五 その他各省各庁の長(新東京国際空港公団又は地域振興整備公団の補助金等)に関してはその総裁、日本中央競馬会、独立行政法人平和祈念事業特別基金、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人福祉医療機構又は独立

年法律第六十二号)第二十八条、独立行政法人日本芸術文化振興会法(平成十四年法律第六十三号)第十七条、独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第六十六号)第十三条及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成十四年法律第八十号)第二十四条において準用する場合を含む。以下「法」という。)第二条に規定する補助金等、補助事業等、補助事業者等、間接補助金等、間接補助事業等、間接補助事業者等、各省各庁又は各省各庁の長をいう。

(補助金等の交付の申請の手続)

第三条 (同上)

- 一 (同上)
- 二 (同上)
- 三 (同上)
- 四 (同上)
- 五 その他各省各庁の長(新東京国際空港公団又は地域振興整備公団の補助金等)に関してはその総裁、日本中央競馬会、独立行政法人平和祈念事業特別基金、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会又は独立行政法人福祉医療機構の補助

<p>行政法人国立大学財務・経営センターの補助金等に関してはこれらの理事長とする。第九条第二項及び第三項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）、第十三条第四号及び第五号並びに第十四条第一項第二号を除き、以下同じ。）が定める事項</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添附しなければならない。</p> <p>一 申請者の営む主な事業</p> <p>二 申請者の資産及び負債に関する事項</p> <p>三 補助事業等の経費のうち補助金等によつてまかなわれる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法</p> <p>四 補助事業等の効果</p> <p>五 補助事業等に関して生ずる収入金に関する事項</p> <p>六 その他各省各庁の長が定める事項</p> <p>3 第一項の申請書若しくは前項の書類に記載すべき事項の一部又は同項の規定による添附書類は、各省各庁の長の定めるところにより、省略することができる。</p> <p>（補助金等の返還の期限の延長等）</p> <p>第九条 法第十八条第三項の規定による補助金等の返還の期限の延長又は返還の命令の全部若しくは一部の取消は、補助事業者等の申請により行うものとする。</p> <p>2 補助事業者等は、前項の申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した書面に、当該補助事業等に係る間接補助金等の交付又は融通の</p>	<p>金等に関してはこれらの理事長とする。第九条第二項及び第三項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）、第十三条第四号及び第五号並びに第十四条第一項第二号を除き、以下同じ。）が定める事項</p> <p>2 （同上）</p> <p>3 （同上）</p> <p>（補助金等の返還の期限の延長等）</p> <p>第九条 （同上）</p> <p>2 補助事業者等は、前項の申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した書面に、当該補助事業等に係る間接補助金等の交付又は融通の</p>
<p>2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添附しなければならない。</p> <p>一 申請者の営む主な事業</p> <p>二 申請者の資産及び負債に関する事項</p> <p>三 補助事業等の経費のうち補助金等によつてまかなわれる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法</p> <p>四 補助事業等の効果</p> <p>五 補助事業等に関して生ずる収入金に関する事項</p> <p>六 その他各省各庁の長が定める事項</p> <p>3 第一項の申請書若しくは前項の書類に記載すべき事項の一部又は同項の規定による添附書類は、各省各庁の長の定めるところにより、省略することができる。</p> <p>（補助金等の返還の期限の延長等）</p> <p>第九条 法第十八条第三項の規定による補助金等の返還の期限の延長又は返還の命令の全部若しくは一部の取消は、補助事業者等の申請により行うものとする。</p> <p>2 補助事業者等は、前項の申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した書面に、当該補助事業等に係る間接補助金等の交付又は融通の</p>	<p>金等に関してはこれらの理事長とする。第九条第二項及び第三項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）、第十三条第四号及び第五号並びに第十四条第一項第二号を除き、以下同じ。）が定める事項</p> <p>2 （同上）</p> <p>3 （同上）</p> <p>（補助金等の返還の期限の延長等）</p> <p>第九条 （同上）</p> <p>2 補助事業者等は、前項の申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した書面に、当該補助事業等に係る間接補助金等の交付又は融通の</p>

目的を達成するためとつた措置及び当該補助金等の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、これを各省各庁の長（新東京国際空港公団又は地域振興整備公団の補助金等に関してはその総裁、日本中央競馬会、独立行政法人平和祈念事業特別基金、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構又は独立行政法人国立大学財務・経営センターの補助金等）についてはこれらの理事長とする。次項（第十四条第二項）において準用する場合を含む。）、第十三条第四号及び第五号並びに第十四条第一項第二号において同じ。）に提出しなければならない。

3 各省各庁の長は、法第十八条第三項の規定により補助金等の返還の期限の延長又は返還の命令の全部若しくは一部の取消をしようとする場合には、財務大臣に協議しなければならない。

4 新東京国際空港公団若しくは地域振興整備公団の総裁又は日本中央競馬会、独立行政法人平和祈念事業特別基金、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構若しくは独立行政法人国立大学財務・経営センターの理事長は、法第十八条第三項の規定により補助金等の返還の期限の延長又は返還の命令の全部若しくは

目的を達成するためとつた措置及び当該補助金等の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、これを各省各庁の長（新東京国際空港公団又は地域振興整備公団の補助金等に関してはその総裁、日本中央競馬会、独立行政法人平和祈念事業特別基金、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人福祉医療機構又は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の補助金等）についてはこれらの理事長とする。次項（第十四条第二項）において準用する場合を含む。）、第十三条第四号及び第五号並びに第十四条第一項第二号において同じ。）に提出しなければならない。

3 （同上）

4 新東京国際空港公団若しくは地域振興整備公団の総裁又は日本中央競馬会、独立行政法人平和祈念事業特別基金、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人福祉医療機構若しくは独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の理事長は、法第十八条第三項の規定により補助金等の返還の期限の延長又は返還の命令の全部若しくは一部の取消をしようとする場合には、前項

一部の取消しをしようとする場合には、前項の規定にかかわらず、新東京国際空港公団又は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構にあつては国土交通大臣、地域振興整備公団又は独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構にあつては経済産業大臣、日本中央競馬会又は独立行政法人農畜産業振興機構にあつては農林水産大臣、独立行政法人平和祈念事業特別基金にあつては総務大臣、独立行政法人国際協力機構又は独立行政法人国際交流基金にあつては外務大臣、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会又は独立行政法人国立大学財務・経営センターにあつては文部科学大臣、独立行政法人福祉医療機構にあつては厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

5 国土交通大臣、経済産業大臣、農林水産大臣、総務大臣、外務大臣、文部科学大臣又は厚生労働大臣は、前項の承認をしようとする場合には、財務大臣に協議しなければならない。

(事務の委任の範囲及び手続)

第十六条 各省各庁の長は、法第二十六条第一項の規定により、補助金等の交付の申請の受理、交付の決定及びその取消し、補助事業等の実績報告の受理、補助金等の額の確定、補助金等の返還に関する処分その他補助事業等の監督に関する事務の一部を当該各省各庁の機関（新東京国際空港公団又は地域振興整備公団の総裁の事務については新東京国際空港公団又は地域振興整備公団の機関、日本中央競馬会、独立行政法人平和祈念事業特別基金、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人国際

の規定にかかわらず、新東京国際空港公団又は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構にあつては国土交通大臣、地域振興整備公団又は独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構にあつては経済産業大臣、日本中央競馬会又は独立行政法人農畜産業振興機構にあつては農林水産大臣、独立行政法人平和祈念事業特別基金にあつては総務大臣、独立行政法人国際協力機構又は独立行政法人国際交流基金にあつては外務大臣、独立行政法人日本スポーツ振興センター又は独立行政法人日本芸術文化振興会にあつては文部科学大臣、独立行政法人福祉医療機構にあつては厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

5 (同上)

(事務の委任の範囲及び手続)

第十六条 各省各庁の長は、法第二十六条第一項の規定により、補助金等の交付の申請の受理、交付の決定及びその取消し、補助事業等の実績報告の受理、補助金等の額の確定、補助金等の返還に関する処分その他補助事業等の監督に関する事務の一部を当該各省各庁の機関（新東京国際空港公団又は地域振興整備公団の総裁の事務については新東京国際空港公団又は地域振興整備公団の機関、日本中央競馬会、独立行政法人平和祈念事業特別基金、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人国際

協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人福祉医療機構又は独立行政法人国立大学財務・経営センターの理事長の事務については日本中央競馬会、独立行政法人平和祈念事業特別基金、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人福祉医療機構又は独立行政法人国立大学財務・経営センターの機関）に委任することができる。ただし、各省各庁の地方支分部局に委任しようとする場合においては、当該補助金等の名称を明らかにして、委任しようとする事務の内容及び機関について、財務大臣に協議しなければならない。

2 新東京国際空港公団若しくは地域振興整備公団の総裁又は日本中央競馬会、独立行政法人平和祈念事業特別基金、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人福祉医療機構若しくは独立行政法人国立大学財務・経営センターの理事長は、法第二十六条第一項の規定により事務の一部を従たる事務所の職員に委任しようとする場合には、当該補助金等の名称を明らかにして、委任しようとする事務の内容及び職員について、新東京国際空港公団にあつては国土交通大臣、地域振興整備公団又は独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構にあつては経済産業大臣、日本中央競馬会又は独

協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会又は独立行政法人福祉医療機構の理事長の事務については日本中央競馬会、独立行政法人平和祈念事業特別基金、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会又は独立行政法人福祉医療機構の機関）に委任することができる。ただし、各省各庁の地方支分部局に委任しようとする場合においては、当該補助金等の名称を明らかにして、委任しようとする事務の内容及び機関について、財務大臣に協議しなければならない。

2 新東京国際空港公団若しくは地域振興整備公団の総裁又は日本中央競馬会、独立行政法人平和祈念事業特別基金、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会若しくは独立行政法人福祉医療機構の理事長は、法第二十六条第一項の規定により事務の一部を従たる事務所の職員に委任しようとする場合には、当該補助金等の名称を明らかにして、委任しようとする事務の内容及び職員について、新東京国際空港公団にあつては国土交通大臣、地域振興整備公団又は独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構にあつては経済産業大臣、日本中央競馬会又は独立行政法人農畜産業振興機構にあつては農林

<p>立行政法人農畜産業振興機構にあつては農林水産大臣、立行政法人平和祈念事業特別基金にあつては総務大臣、立行政法人国際協力機構又は立行政法人国際交流基金にあつては外務大臣、立行政法人日本スポーツ振興センター、立行政法人日本芸術文化振興会又は立行政法人国立大学財務・経営センターにあつては文部科学大臣、立行政法人福祉医療機構にあつては厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>3 第九条第五項の規定は、前項の承認について準用する。</p> <p>4 各省各庁の長は、法第二十六条第一項の規定により事務の一部を委任したときは、直ちに、その内容を公示しなければならない。</p>	<p>水産大臣、立行政法人平和祈念事業特別基金にあつては総務大臣、立行政法人国際協力機構又は立行政法人国際交流基金にあつては外務大臣、立行政法人日本スポーツ振興センター又は立行政法人日本芸術文化振興会にあつては文部科学大臣、立行政法人福祉医療機構にあつては厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>3 (同上)</p> <p>4 (同上)</p>
---	---

改正案	現行
<p>（寄附金等の支出の制限の対象となる独立行政法人）</p> <p>第十二条の二 法第二十四条第二項の政令で定める独立行政法人は、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人通信総合研究所、独立行政法人消防研究所、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青年の家、独立行政法人国立少年自然の家、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立博物館、独立行政法人文化財研究所、独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所、独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人肥飼料検査所、独立行政法人農薬検査所、独立行政法人農業者大学校、独立行政法人林木育種センター、独立行政法人さけ・ます資源管理センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人農業工</p>	<p>（寄附金等の支出の制限の対象となる独立行政法人）</p> <p>第十二条の二 法第二十四条第二項の政令で定める独立行政法人は、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人通信総合研究所、独立行政法人消防研究所、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青年の家、独立行政法人国立少年自然の家、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立博物館、独立行政法人文化財研究所、独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所、独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人肥飼料検査所、独立行政法人農薬検査所、独立行政法人農業者大学校、独立行政法人林木育種センター、独立行政法人さけ・ます資源管理センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人農業工</p>



学研究所、独立行政法人食品総合研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人工業所有権総合情報館、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人土木研究所、独立行政法人建築研究所、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人北海道開発土木研究所、独立行政法人海技大学校、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人海員学校、独立行政法人航空大学校、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、自動車検査独立行政法人、独立行政法人統計センター、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人緑資源機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人労働政策研究・研修機構、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務

学研究所、独立行政法人食品総合研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人工業所有権総合情報館、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人土木研究所、独立行政法人建築研究所、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人北海道開発土木研究所、独立行政法人海技大学校、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人海員学校、独立行政法人航空大学校、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、自動車検査独立行政法人、独立行政法人統計センター、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人緑資源機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人労働政策研究・研修機構、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構及び独立行政法人水資源機構とする。

・経営センター及び独立行政法人メディア教育開発センターとする。

(国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は公社等に対する寄附金等の支出の制限の特例)

第十二条の三 法第二十四条第二項ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 国（法第二十四条第二項に規定する国をいう。以下この条において同じ。）独立行政法人（法第二十四条第二項に規定する独立行政法人をいう。以下この条において同じ。）若しくは国立大学法人等（法第二十四条第二項に規定する国立大学法人等をいう。以下この条において同じ。）又は公社等（法第二十四条第二項に規定する公社等をいう。以下この条において同じ。）の所有する財産の譲与又は無償譲渡を受けるため、他の財産を国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は公社等に寄附しようとする場合

二 国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は公社等に対する地方公共団体の事務の移管に伴い当該事務の用に供するため国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は公社等に無償で貸し付けた財産で、当該地方公共団体において維持及び保存の費用を負担しているものを、当該地方公共団体の負担の軽減を図るため国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は公社等に寄附しようとする場合

三 地方公共団体の施行する工事により必要を生じて国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は公社等が施行する工事に係る費用を、その必要を生じた限度において当該地方公共団体が負担しようとする場

(国、独立行政法人又は公社等に対する寄附金等の支出の制限の特例)

第十二条の三 (同上)

一 国（法第二十四条第二項に規定する国をいう。以下この条において同じ。）独立行政法人（法第二十四条第二項に規定する独立行政法人をいう。以下この条において同じ。）又は公社等（法第二十四条第二項に規定する公社等をいう。以下この条において同じ。）の所有する財産の譲与又は無償譲渡を受けるため、他の財産を国、独立行政法人又は公社等に寄附しようとする場合

二 国、独立行政法人又は公社等に対する地方公共団体の事務の移管に伴い当該事務の用に供するため国、独立行政法人又は公社等に無償で貸し付けた財産で、当該地方公共団体において維持及び保存の費用を負担しているものを、当該地方公共団体の負担の軽減を図るため国、独立行政法人又は公社等に寄附しようとする場合

三 地方公共団体の施行する工事により必要を生じて国、独立行政法人又は公社等が施行する工事に係る費用を、その必要を生じた限度において当該地方公共団体が負担しようとする場合

合

四〇六（略）

七 国立大学法人等又は総務省令で定める独立行政法人（以下この号において「特定法人」という。）が、地方公共団体の要請に基づき、科学技術に関する研究若しくは開発又はその成果の普及（以下この号において「研究開発等」という。）で、地域における産業の振興その他住民の福祉の増進に寄与し、かつ、当該地方公共団体の重要な施策を推進するために必要であるものを行う場合に、当該研究開発等（当該特定法人において通常行われる研究開発等と認められる部分を除く。）の実施に要する経費を当該地方公共団体が負担しようとするとき。

四〇六（略）

七 国立大学又は総務省令で定める独立行政法人（以下この号において「国立大学等」という。）が、地方公共団体の要請に基づき、科学技術に関する研究若しくは開発又はその成果の普及（以下この号において「研究開発等」という。）で、地域における産業の振興その他住民の福祉の増進に寄与し、かつ、当該地方公共団体の重要な施策を推進するために必要であるものを行う場合に、当該研究開発等（当該国立大学等において通常行われる研究開発等と認められる部分を除く。）の実施に要する経費を当該地方公共団体が負担しようとするとき。

改 正 案	現 行
<p>（法第二条第三項第八号の固定資産）</p> <p>第一条の四 法第二条第三項第八号に規定する固定資産で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇十一 （略）</p> <p>十二 国が独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第一条第一項に規定する個別法又は国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）の規定によつて地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十五条第一項第一号に規定する非課税独立行政法人又は国立大学法人等に無償で貸し付け、又は使用させている固定資産（総務省令で定めるものを除く。）</p>	<p>（法第二条第三項第八号の固定資産）</p> <p>第一条の四 法第二条第三項第八号に規定する固定資産で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇十一 （略）</p> <p>十二 国が独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第一条第一項に規定する個別法の規定によつて地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十五条第一項第一号に規定する非課税独立行政法人等に無償で貸し付け、又は使用させている固定資産（総務省令で定めるものを除く。）</p>

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（延滞金を免除することができる範囲）</p> <p>第三十四条 法第三十三条第三項に規定する政令で定める国の債権は、次に掲げる債権とする。</p> <p>（削除）</p> <p>一 国が設置する教育施設において教育を受ける者のために設けられた寄宿舎の使用料に係る債権</p> <p>二 六（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（延滞金を免除することができる範囲）</p> <p>第三十四条（同上）</p> <p>一 国が設置する教育施設で学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）<u>第二条第二項に規定する国立学校以外のものの授業料に係る債権</u></p> <p>二（同上）</p> <p>三 七（略）</p> <p>2（略）</p>

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）（第十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>別表第三（第二十五条関係）</p> <p>一〇十六（略）</p> <p>十七 独立行政法人国立環境研究所</p> <p>十八 <u>独立行政法人国立高等専門学校機構</u></p>	<p>別表第三（第二十五条関係）</p> <p>一〇十六（略）</p> <p>十七（同上）</p> <p>（新規）</p>

改正案	現行
<p>（教育文化施設の整備に関する事項で根幹となるべきものの範囲）</p> <p>第十二条 学校等の教育文化施設の整備に関する事項で根幹となるべきものの範囲は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）<u>第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校のうち主要なもの並びに研究所、試験所その他これに類する施設のうち主要なものの建設計画に関する事項</u></p> <p>二・三 （略）</p> <p>（その他首都圏の整備に関する事項で根幹となるべきものの範囲）</p> <p>第十三条 第三条に規定するその他首都圏の整備に関する事項で根幹となるべきものの範囲は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の規定による病院で<u>国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）<u>第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。</u>第十五条第一号の表において同じ。）</u>又は医療法第三十一条に規定する者の開設するものうち主要なものの建設計画に関する事項</p>	<p>（教育文化施設の整備に関する事項で根幹となるべきものの範囲）</p> <p>第十二条 学校等の教育文化施設の整備に関する事項で根幹となるべきものの範囲は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による学校（<u>専修学校及び各種学校を除く。</u>）で国又は地方公共団体が設置するものうち主要なもの及び研究所、試験所その他これに類する施設のうち主要なものの建設計画に関する事項</p> <p>二・三 （略）</p> <p>（その他首都圏の整備に関する事項で根幹となるべきものの範囲）</p> <p>第十三条 第三条に規定するその他首都圏の整備に関する事項で根幹となるべきものの範囲は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の規定による病院で<u>国又は同法第三十一条に規定する者の開設するものうち主要なものの建設計画に関する事項</u></p>

四〇八 (略)

(事業計画)

第十五条 法第二十一条第五項の毎年度の事業で政令で定めるものは、次に掲げる事業とする。

一 次の表の上欄に掲げる事業について、それぞれ同表下欄に掲げる者が行う事業

事業	(略)	第八条第一号及び第三号、第九条、第十条第三号、第十二条第二号並びに第十三条第一号、第二号、第四号から第六号まで及び第八号に規定する事項に係る事業	(略)	第十一条に規定する事項に係る
事業を行う者	(略)	国及び地方公共団体	(略)	国、地方公共団体及び都市基盤整備

四〇八 (略)

(事業計画)

第十五条 (同上)

一 (同上)

事業	(略)	第八条第一号及び第三号、第九条、第十条第三号、第十二条第一号及び第二号並びに第十三条第一号から第六号まで及び第八号に規定する事項に係る事業	(略)	第十一条に規定する事項に係る
事業を行う者	(略)	国及び地方公共団体	(略)	国、地方公共団体及び都市基盤整備



二 (略)	第十二条第一号に規定する事項に係る事業	国、地方公共団体、国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構	事業 公団並びに住宅金融公庫から資金の貸付を受けて事業を行う者
	第十二条第二号に規定する事項に係る事業	国、地方公共団体及び雇用・能力開発機構	
	第十三条第三号に規定する事項に係る事業	国、地方公共団体及び国立大学法人	
二 (略)	第十二条第三号に規定する事項に係る事業	国、地方公共団体及び雇用・能力開発機構	事業 公団並びに住宅金融公庫から資金の貸付を受けて事業を行う者

改正案	現行
<p>（教職員定数の算定に関する特例）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 法第十五条第四号の政令で定める特別の事情は、当該学校の教職員が同号に規定する研修を受けていること、当該学校（共同調理場を含む。）において文部科学大臣が定める教育指導の改善若しくは事務処理の効率化に関する特別な研究が行われていること又は当該学校の教職員が教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十三条第一項の初任者研修を受けていることとし、法第十五条の規定により教職員の数を加える場合においては、当該学校（共同調理場を含む。）の数等を考慮して文部科学大臣が定める数を法第七条から第九条まで又は法第十一条の規定により算定した数に加えるものとする。</p> <p>（法第十七条第二項の政令で定める非常勤の講師）</p> <p>第八条 法第十七条第二項の政令で定める非常勤の講師は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）<u>第四十七条の四第一項に規定する非常勤の講師その他の教</u></p>	<p>（教職員定数の算定に関する特例）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 法第十五条第四号の政令で定める特別の事情は、当該学校の教職員が同号に規定する研修を受けていること、当該学校（共同調理場を含む。）において文部科学大臣が定める教育指導の改善若しくは事務処理の効率化に関する特別な研究が行われていること又は当該学校の教職員が教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）<u>第二十条の二第一項の初任者研修を受けていることとし、法第十五条の規定により教職員の数を加える場合においては、当該学校（共同調理場を含む。）の数等を考慮して文部科学大臣が定める数を法第七条から第九条まで又は法第十一条の規定により算定した数に加えるものとする。</u></p> <p>（法第十七条第二項の政令で定める非常勤の講師）</p> <p>第八条（同上）</p> <p>一 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）<u>第四十七条の三第一項に規定する非常勤の講師その他の教</u></p>

育公務員特例法第二十三条第一項の初任者研修を実施するために配置  
される非常勤の講師

二  
丁三 (略)

育公務員特例法第二十条の二第一項の初任者研修を実施するために配  
置される非常勤の講師

二  
丁三 (略)

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第一条 この政令において、「独立行政法人」、「国立大学法人等」、「公社」、「職員」、「被扶養者」、「遺族」、「退職」、「報酬」、「期末手当等」、「組合」、「組合の代表者」、「連合会」、「地方の組合」、「受給権者」、「継続長期組合員」、「任意継続組合員」、「任意継続掛金」、「特定共済組合」、「特例退職組合員」、「特例継続組合員」若しくは「特例継続掛金」又は「旧法」、「恩給公務員期間」、「在職年」、「旧長期組合員期間」、「障害共済年金」、「遺族共済年金」若しくは「恩給更新組合員」とは、それぞれ国家公務員共済組合法（以下「法」という。）第一条第二項、第二条第一項第一号から第六号まで、第三条第一項、第八条第二項、第二十一条第一項、第三十八条第二項ただし書、第四十一条第一項、第二百二十四条の二第二項、第二百二十六条の五第二項、附則第十二条第一項若しくは第三項若しくは附則第十三条の三第四項又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号。以下「施行法」という。）第二条第二号、第十号、第十一号若しくは第十三号、第十二条、第十三条若しくは第二十三条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人等、公社、職員、被扶養者、遺族、退職、報酬、期末手当等、組合、組合の代表者、</p>	<p>（定義）</p> <p>第一条 この政令において、「独立行政法人」、「公社」、「職員」、「被扶養者」、「遺族」、「退職」、「報酬」、「期末手当等」、「組合」、「組合の代表者」、「連合会」、「地方の組合」、「受給権者」、「継続長期組合員」、「任意継続組合員」、「任意継続掛金」、「特定共済組合」、「特例退職組合員」、「特例継続組合員」若しくは「特例継続掛金」又は「旧法」、「恩給公務員期間」、「在職年」、「旧長期組合員期間」、「障害共済年金」、「遺族共済年金」若しくは「恩給更新組合員」とは、それぞれ国家公務員共済組合法（以下「法」という。）第一条第二項、第二条第一項第一号から第六号まで、第三条第一項、第八条第二項、第二十一条第一項、第三十八条第二項ただし書、第四十一条第一項、第二百二十四条の二第二項、附則第十二条第一項若しくは第三項若しくは附則第十三条の三第四項又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号。以下「施行法」という。）第二条第二号、第十号、第十一号若しくは第十三号、第十二条、第十三条若しくは第二十三条第一項に規定する独立行政法人、公社、職員、被扶養者、遺族、退職、報酬、期末手当等、組合、組合の代表者、連合会、地方の組合、受給権者、継続長</p>

連合会、地方の組合、受給権者、継続長期組合員、任意継続組合員、任意継続掛金、特定共済組合、特例退職組合員、特例継続組合員若しくは特例継続掛金又は旧法、恩給公務員期間、在職年、旧長期組合員期間、障害共済年金、遺族共済年金若しくは恩給更新組合員をいう。

(職員)

第二条 法第二十一条第一号イに規定する常時勤務に服することを要しない国家公務員で政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一・二 (略)

(削除)

三・七 (略)

2 法第二十一条第一号イに規定する臨時に使用される者その他の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 国家公務員法第六十条第一項の規定により臨時的に任用された者  
(削除)

二 国家公務員の育児休業等に関する法律第七条第一項の規定により臨時的に任用された者

三・四 (略)

3 法第二十一条第一号ロに規定する特定独立行政法人以外の独立行政法人又は国立大学法人等に常時勤務することを要しない者で政令で定め

期組合員、任意継続組合員、任意継続掛金、特定共済組合、特例退職組合員、特例継続組合員若しくは特例継続掛金又は旧法、恩給公務員期間、在職年、旧長期組合員期間、障害共済年金、遺族共済年金若しくは恩給更新組合員をいう。

(職員)

第二条 (同上)

一・二 (略)

二の二 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十条の五第一項の規定により大学院修学休業をしている者

三・七 (略)

2 (同上)

一 (同上)

二 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律(昭和三十年法律第二百二十五号)第三条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定により臨時的に任用された者

三 (同上)

四・五 (略)

3 法第二十一条第一号ロに規定する特定独立行政法人以外の独立行政法人に常時勤務することを要しない者で政令で定めるものは、第一項第

るものは、第一項第一号から第四号までに掲げる者又は教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六条第一項の規定により大学院修学休業をしている者に準ずる者として組合の運営規則で定める者とする。

4 法第二条第一項第一号口に規定する臨時に使用される者その他の政令で定める者は、第二項第一号、第二号若しくは第四号に掲げる者又は女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和三十年法律第二百二十五号）第三条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により臨時的に任用された者に準ずる者として組合の運営規則で定める者とする。

（報酬）

第五条（略）

2 法第二条第一項第五号に規定する他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるものは、次に掲げる給与とする。

（削除）

一 号から第四号までに掲げる者に準ずる者として組合の運営規則で定める者とする。

4 法第二条第一項第一号口に規定する臨時に使用される者その他の政令で定める者は、第二項第一号から第三号まで又は第五号に掲げる者に準ずる者として組合の運営規則で定める者とする。

（報酬）

第五条（略）

2（同上）

一 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭和二十八年法律第二百三十八号）の規定に基づく定時制通信教育手当

二 農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律（昭和三十二年法律第四百十五号）の規定に基づく産業教育手当

三 国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）の規定に基づく教職調整額

一 沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百一

四）（同上）

十九号)の規定に基づく特別の手当

二 (略)

3 一般職の職員の給与に関する法律の適用を受けないその他の職員について、同法の適用を受ける職員に係る報酬に含まれる給与(以下「一般職員の報酬に含まれる給与」という。)に準ずる給与として法第二条第一項第五号に規定する政令で定めるものは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる給与のうち一般職員の報酬に含まれる給与に相当するものとして組合の運営規則で定めるものとする。

一 〇八 (略)

九 独立行政法人の職員 その受ける給与

十 国立大学法人等の職員 その受ける給与

十一 (略)

4 (略)

(災害補償の実施機関の意見)

第十一条 組合又は連合会は、法第四十一条第二項の規定により同項に規定する公務上の災害(特定独立行政法人以外の独立行政法人及び国立大学法人等の業務上の災害を含む。以下この項において同じ。)又は通勤(国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)第一条の二に規定する通勤をいう。以下この項において同じ。)による災害に対する補償の実施機関の意見を聴こうとするときは、当該実施機関に対し、その災害が公務上の災害又は通勤による災害であるかどうかの認定及びその理由につき文書で意見を求めなければならない。

五 (略)

3 (同上)

一 〇八 (略)

九 (同上)

(新規)

十 (略)

4 (略)

(災害補償の実施機関の意見)

第十一条 組合又は連合会は、法第四十一条第二項の規定により同項に規定する公務上の災害(特定独立行政法人以外の独立行政法人の業務上の災害を含む。以下この項において同じ。)又は通勤(国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)第一条の二に規定する通勤をいう。以下この項において同じ。)による災害に対する補償の実施機関の意見を聴こうとするときは、当該実施機関に対し、その災害が公務上の災害又は通勤による災害であるかどうかの認定及びその理由につき文書で意見を求めなければならない。

2 (略)

(連合会への負担金の払込み)

第十三条 法第百二条第四項の規定により組合が連合会に払い込むべき金額は、次に掲げる金額とする。

一 法第九十九条第二項第二号、第三号及び第五号に掲げる費用(同号に掲げる費用にあつては、第九条第一項に規定する長期給付に係るものに限る。)に充てるため国、独立行政法人、国立大学法人等、公社又は職員団体(法第九十九条第五項に規定する職員団体をいう。以下この条において同じ。)若しくは派遣先企業(国と民間企業との間の人事交流に関する法律第七条第四項(同法第二十三条第一項において準用する場合を含む。))に規定する派遣先企業をいう。次項において同じ。)が負担すべき金額

二 法第九十九条第二項第四号に掲げる費用に充てるため国、独立行政法人、国立大学法人等、公社又は職員団体が負担すべき金額のうち財務大臣の定める金額

2 組合は、法第百二条第四項に規定する国、独立行政法人、国立大学法人等、公社又は職員団体若しくは派遣先企業が負担すべき金額及び前条第二項(同条第四項又は第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する金額の払込みがあるごとに、前項各号に掲げる金額及び同条第二項の規定により払い込まれた金額を、直ちに連合会に払い込まなければならない。

2 (略)

(連合会への負担金の払込み)

第十三条 (同上)

一 法第九十九条第二項第二号、第三号及び第五号に掲げる費用(同号に掲げる費用にあつては、第九条第一項に規定する長期給付に係るものに限る。)に充てるため国、独立行政法人、公社又は職員団体(法第九十九条第五項に規定する職員団体をいう。以下この条において同じ。)若しくは派遣先企業(国と民間企業との間の人事交流に関する法律第七条第四項(同法第二十三条第一項において準用する場合を含む。))に規定する派遣先企業をいう。次項において同じ。)が負担すべき金額

二 法第九十九条第二項第四号に掲げる費用に充てるため国、独立行政法人、公社又は職員団体が負担すべき金額のうち財務大臣の定める金額

2 組合は、法第百二条第四項に規定する国、独立行政法人、公社又は職員団体若しくは派遣先企業が負担すべき金額及び前条第二項(同条第四項又は第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する金額の払込みがあるごとに、前項各号に掲げる金額及び同条第二項の規定により払い込まれた金額を、直ちに連合会に払い込まなければならない。



(連合会役職員の取扱い)

第四十五条の二 (略)

2 連合会役職員について法の規定を適用する場合においては、法第四章中「公務」とあるのは「業務」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
法第八条第一項	衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、各省大臣(環境大臣を除く。)、最高裁判所長官及び会計検査院長(第三条第二項第一号、第三号口又は第四号に掲げる職員をもつて組織する組合にあつては、第十二条及び第百二条を除き、それぞれ防衛庁	理事長は、第百二十六条第一項に規定する連合会役職員

(連合会役職員の取扱い)

第四十五条の二 (略)

2 (同上)

(略)	(略)	(略)
法第八条第一項	衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、各省大臣(環境大臣を除く。)、最高裁判所長官及び会計検査院長(第三条第二項第一号、第三号口又は第四号に掲げる職員をもつて組織する組合にあつては、第十二条及び第百二条を除き、それぞれ防衛庁	理事長は、第百二十六条第一項に規定する連合会役職員

		法第百二条第一項	(略)	
国、独立行政法人 公社	各省各庁の長（環境大臣を含む。） 、独立行政法人、 国立大学法人等、	連合会	(略)	長官、社会保険庁長官又は林野庁長官とし、以下「各省各庁の長」という。又は公社の総裁は、それぞれその各省各庁の所属の職員並びに当該各省各庁の所管する独立行政法人及び国立大学法人等の職員又は公社の所属の職員
連合会				

		法第百二条第一項	(略)	
国、独立行政法人 公社	各省各庁の長（環境大臣を含む。） 、独立行政法人、 公社	連合会	(略)	長官、社会保険庁長官又は林野庁長官とし、以下「各省各庁の長」という。又は公社の総裁は、それぞれその各省各庁の所属の職員及び当該各省各庁の所管する独立行政法人の職員又は公社の所属の職員
連合会				

	法第百二条第四項	国立大学法人等 、 国立大学法人等 、 公社	国立大学法人等 、 公社
(略)	(略)	国、独立行政法人 、 国立大学法人等 、 公社	連合会
(略)	(略)	(略)	(略)

3 前項の場合における第十一条の第七項及び第十三条の規定の適用については、同項中「各省各庁の長（法第八条第一項に規定する各省各庁の長をいう。）又は公社の総裁」とあるのは「連合会の理事長」と、同条中「国、独立行政法人、国立大学法人等、公社」とあるのは「連合会」とする。

附則

(短期給付に係る財政調整事業)

第八条 (略)

2、4 (略)

5 国、独立行政法人、国立大学法人等、公社若しくは法第九十九条第五項に規定する職員団体又は組合若しくは連合会（以下この項において「費用負担者」という。）は、毎月、組合に対し、前項の規定により当該組合が連合会に払い込むべき特別拠出金の額に、当該組合に係る同条第

	法第百二条第四項	国、独立行政法人 、 公社	公社
(略)	(略)	国、独立行政法人 、 公社	連合会
(略)	(略)	(略)	(略)

3 前項の場合における第十一条の第七項及び第十三条の規定の適用については、同項中「各省各庁の長（法第八条第一項に規定する各省各庁の長をいう。）又は公社の総裁」とあるのは「連合会の理事長」と、同条中「国、独立行政法人、公社」とあるのは「連合会」とする。

附則

(短期給付に係る財政調整事業)

第八条 (略)

2、4 (略)

5 国、独立行政法人、公社若しくは法第九十九条第五項に規定する職員団体又は組合若しくは連合会（以下この項において「費用負担者」という。）は、毎月、組合に対し、前項の規定により当該組合が連合会に払い込むべき特別拠出金の額に、当該組合に係る同条第二項第一号に掲げ

<p>二項第一号に掲げる費用に充てるための負担金の合計額に対する当該費用負担者の負担金の割合を乗じて得た金額を払い込まなければならない。</p> <p>6 ～ 10 (略)</p>	<p>る費用に充てるための負担金の合計額に対する当該費用負担者の負担金の割合を乗じて得た金額を払い込まなければならない。</p> <p>6 ～ 10 (略)</p>
--	--

産業教育手当の支給を受ける実習助手の範囲を定める政令（昭和三十三年政令第三百十五号）（第二十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律<u>第三</u>条第一号に規定する政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは高等専門学校<u>の第三学年の課程を修了した者又はこれらと同等以上の学力があると認められる者で、その者の従事する実験又は実習（次号において「担当実習」という。）</u>（<u>）</u> に関し技術優秀と認められるもの</p> <p>二 三年以上担当実習に関連のある実地の経験を有する者で、当該担当実習に関し技術優秀と認められるもの</p>	<p>農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律<u>第三</u>条第二項に規定する政令で定める実習助手は、次の各号のいずれかに該当する者で、<u>文部科学大臣の定めるところにより教諭の職務を助けるものとする。</u></p> <p>一 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは高等専門学校<u>の第三学年の課程を修了した者又はこれらと同等以上の学力があると文部科学大臣が認める者で、その者の従事する実験又は実習（次号において「担当実習」という。）</u>（<u>）</u> に関し技術優秀と認められるもの</p> <p>二 （同上）</p>

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百五十九号）（第二十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（手数料） 第十九条（略） 2 法第四十九条第三項に規定する政令で定める独立行政法人は、次に掲げる独立行政法人とする。 一～二十六（略） 二十七 独立行政法人国立環境研究所 二十八 独立行政法人国立高等専門学校機構</p>	<p>（手数料） 第十九条（略） 2（同上） 一～二十六（略） 二十七（同上） （新規）</p>

改正案

現行

別表第二（第十条の二関係）

別表第二（第十条の二関係）

一（略）

一（略）

二 自動車検査独立行政法人、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人海員学校、独立行政法人海技大学校、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人建築研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人工業所有権総合情報館、独立行政法人航空大学校、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人国立高等専

二 自動車検査独立行政法人、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人海員学校、独立行政法人海技大学校、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人建築研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人工業所有権総合情報館、独立行政法人航空大学校、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人国立公文書

門学校機構、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立少年自然の家、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青年の家、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人国立博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人さけ・ます資源管理センター、独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人消防研究所、独立行政法人食品総合研究所、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人通関情報処理センター、独立行政法人通信総合研究所、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人統計センター、独立行政法人土木研究所、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人農業工学研究所、独立行政法人農業者大学校、独立行政法人農業者年金基金

館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立少年自然の家、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青年の家、独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人国立博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人さけ・ます資源管理センター、独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人消防研究所、独立行政法人食品総合研究所、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人通関情報処理センター、独立行政法人通信総合研究所、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人統計センター、独立行政法人土木研究所、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人農業工学研究所、独立行政法人農業者大学校、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農畜産業振興機構、



、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農薬検査所、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人肥飼料検査所、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人文化財研究所、独立行政法人平和祈念事業特別基金、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人北海道開発土木研究所、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人緑資源機構、独立行政法人メディア教育開発センター、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人林木育種センター及び独立行政法人労働政策研究・研修機構

三 国立大学法人及び大学共同利用機関法人

四十九 (略)

独立行政法人農薬検査所、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人肥飼料検査所、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人文化財研究所、独立行政法人平和祈念事業特別基金、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人北海道開発土木研究所、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人緑資源機構、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人林木育種センター及び独立行政法人労働政策研究・研修機構

(新規)

三十九 (略)

改 正 案	現 行
<p>（国有試験研究施設の範囲）</p> <p>第一条 航空機工業振興法（以下「法」という。）第十一条の国有の試験研究施設は、次に掲げる機関の試験研究施設とする。</p> <p>一 防衛庁技術研究本部第一研究所</p> <p>二 防衛庁技術研究本部第三研究所</p> <p>（削除）</p>	<p>（国有試験研究施設の範囲）</p> <p>第一条 （同上）</p> <p>一 （同上）</p> <p>二 （同上）</p> <p>三 <u>東京大学工学部境界領域研究施設</u></p>

改 正 案	現 行
<p>（教職員定数の算定に関する特例）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2）4（略）</p> <p>5 法第二十二号第五号の政令で定める特別の事情は、当該学校の教職員が同号に規定する研修を受けていること、当該学校において文部科学大臣が定める教育指導の改善に関する特別な研究が行われていること、当該学校の教職員が教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十条第一項の初任者研修を受けていること又は公立の高等学校の定時制の課程に修業年限が三年のものがあることとし、法第二十二号の規定により教職員の数を加える場合においては、当該学校の数又は当該定時制の課程の数等を考慮して文部科学大臣が定める数を法第九条、第十条又は第十七条の規定により算定した数に加えるものとする。</p> <p>（法第二十三号第二項の政令で定める非常勤の講師）</p> <p>第五条 法第二十三号第二項の政令で定める非常勤の講師は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第四十七号の四第一項に規定する非常勤の講師その他の教</p>	<p>（教職員定数の算定に関する特例）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2）4（略）</p> <p>5 法第二十二号第五号の政令で定める特別の事情は、当該学校の教職員が同号に規定する研修を受けていること、当該学校において文部科学大臣が定める教育指導の改善に関する特別な研究が行われていること、当該学校の教職員が教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十条第一項の初任者研修を受けていること又は公立の高等学校の定時制の課程に修業年限が三年のものがあることとし、法第二十二号の規定により教職員の数を加える場合においては、当該学校の数又は当該定時制の課程の数等を考慮して文部科学大臣が定める数を法第九条、第十条又は第十七条の規定により算定した数に加えるものとする。</p> <p>（法第二十三号第二項の政令で定める非常勤の講師）</p> <p>第五条（同上）</p> <p>一 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第四十七号の三第一項に規定する非常勤の講師その他の教</p>

育公務員特例法第二十三条第一項の初任者研修を実施するために配置  
される非常勤の講師

二 前号に掲げるもののほか、その配置の目的等を考慮して文部科学大臣が定める非常勤の講師

育公務員特例法第二十条の二第一項の初任者研修を実施するために配置される非常勤の講師

二 (同上)

改正案	現行
<p>（派遣職員の給与等）</p> <p>第十八条 派遣職員は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十二条第一項の通勤手当、同法第十二条の二第一項及び第三項の単身赴任手当、同法第十三条第一項の特殊勤務手当、同法第十六条第一項の超過勤務手当、同法第十七条の休日給、同法第十八条の夜勤手当、同法第十九条の二第一項及び第二項の宿日直手当、同法第十九条の三第一項の管理職員特別勤務手当並びに国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）第三条第一項の旅費又は国若しくは指定公共機関の職員に対して支給されるべきこれらに相当するものの支給を受けることができない。</p> <p>2）4（略）</p> <p>5 派遣職員の国家公務員災害補償法第四条第一項（防衛庁の職員の給与</p>	<p>（派遣職員の給与等）</p> <p>第十八条 派遣職員は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十二条第一項の通勤手当、同法第十二条の二第一項及び第三項の単身赴任手当、同法第十三条第一項の特殊勤務手当、同法第十六条第一項の超過勤務手当、同法第十七条の休日給、同法第十八条の夜勤手当、同法第十九条の二第一項及び第二項の宿日直手当、同法第十九条の三第一項の管理職員特別勤務手当、同法第十九条の九第一項及び第三項の義務教育等教員特別手当、高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭和二十八年法律第二百三十八号）第五条第一項の定時制通信教育手当、農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律（昭和三十二年法律第百四十五号）第三条第一項及び第二項の産業教育手当並びに国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）第三条第一項の旅費又は国若しくは指定公共機関の職員に対して支給されるべきこれらに相当するものの支給を受けることができない。</p> <p>2）4（略）</p> <p>5 派遣職員の国家公務員災害補償法第四条第一項（防衛庁の職員の給与</p>

等に関する法律第二十七条第一項において準用する場合を含む。）の給与及び国家公務員共済組合法第二条第一項第五号の報酬については、派遣を受けた都道府県又は市町村が法令の規定により当該派遣職員に対し支給した通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当又はこれらに相当するものを、国が法令の規定により当該派遣職員に対し支給し、又は指定公共機関が当該派遣職員に対し支給した通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当又はこれらに相当するものとみなす。

6 派遣職員の地方自治法第二百四条第二項のへき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び農林漁業改良普及手当又は派遣を受けた都道府県若しくは市町村の職員に対して支給されるこれらに相当するものの支給額の算定の基礎となる給与については、国が法令の規定により当該派遣職員に対し支給し、又は指定公共機関が当該派遣職員に対し支給する俸給（俸給の調整額を含む。）、扶養手当及び調整手当又はこれらに相当するものを、派遣を受けた都道府県若しくは市町村が法令の規定により当該派遣職員に対し支給すべき給料、扶養手当及び調整手当又はこれらに相当するものとみなす。

7・8（略）

等に関する法律第二十七条第一項において準用する場合を含む。）の給与及び国家公務員共済組合法第二条第一項第五号の報酬については、派遣を受けた都道府県又は市町村が法令の規定により当該派遣職員に対し支給した通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当及び産業教育手当又はこれらに相当するものを、国が法令の規定により当該派遣職員に対し支給し、又は指定公共機関が当該派遣職員に対し支給した通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当及び産業教育手当又はこれらに相当するものとみなす。

6 派遣職員の地方自治法第二百四条第二項のへき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当及び農林漁業改良普及手当又は派遣を受けた都道府県若しくは市町村の職員に対して支給されるこれらに相当するものの支給額の算定の基礎となる給与については、国が法令の規定により当該派遣職員に対し支給し、又は指定公共機関が当該派遣職員に対し支給する俸給（俸給の調整額を含む。）、扶養手当及び調整手当又はこれらに相当するものを、派遣を受けた都道府県若しくは市町村が法令の規定により当該派遣職員に対し支給すべき給料、扶養手当及び調整手当又はこれらに相当するものとみなす。

7・8（略）

改 正 案	現 行
<p>（職員）</p> <p>第二条 常時勤務に服することを要する地方公務員以外の地方公務員で法                  第二条第一項第一号の規定により職員に含まれるものは、次に掲げる者                  とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>二の二 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）<u>第二十六条第一</u>                  項の規定により大学院修学休業をしている者</p> <p>三〇五 （略）</p>	<p>（職員）</p> <p>第二条 （同上）</p> <p>一・二 （略）</p> <p>二の二 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）<u>第二十条の五第</u>                  一項の規定により大学院修学休業をしている者</p> <p>三〇五 （略）</p>

改正案

現行

（教科用図書の受領及び給付）

第一条 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（以下「法律」という。）第四条の規定による契約に係る教科用図書の受領及び法律第三条の規定による教科用図書の無償給付に関する事務は、公立の義務教育諸学校（法第二条第一項に規定する義務教育諸学校をいう。以下同じ。）の児童及び生徒に係る教科用図書については当該義務教育諸学校を所管する教育委員会、私立の義務教育諸学校の児童及び生徒に係る教科用図書については当該義務教育諸学校を設置する学校法人の理事長、国立大学法人法（平成十五年法律第百二十二号）第二十三条の規定により国立大学に附属して設置される義務教育諸学校の児童及び生徒に係る教科用図書については当該国立大学の学長（以下「実施機関」という。）が行うものとする。

2 実施機関は、前項の規定により教科用図書の発行者（以下「発行者」という。）から教科用図書を受領したときは、義務教育諸学校の設置者に対し、直ちにこれを給付するものとする。

（教科用図書の受領及び給付）

第一条 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（以下「法律」という。）第四条の規定による契約に係る教科用図書の受領及び法律第三条の規定による教科用図書の無償給付に関する事務は、公立の義務教育諸学校（法第二条第一項に規定する義務教育諸学校をいう。以下同じ。）の児童及び生徒に係る教科用図書については当該義務教育諸学校を所管する教育委員会、私立の義務教育諸学校の児童及び生徒に係る教科用図書については当該義務教育諸学校を設置する学校法人の理事長、国立の義務教育諸学校の児童及び生徒に係る教科用図書については当該義務教育諸学校を附置する大学の学長（当該義務教育諸学校が大学に附置されているものでない場合にあつては、当該義務教育諸学校の校長。以下同じ。）（以下「実施機関」という。）が行なうものとする。

2 実施機関（国立の義務教育諸学校を附置する大学の学長を除く。）は、前項の規定により教科用図書の発行者（以下「発行者」という。）から教科用図書を受領したときは、公立及び私立の義務教育諸学校の設置者に対し、直ちにこれを給付するものとする。

（給与名簿の作成及び給与児童生徒数の報告）

（給与名簿の作成及び給与児童生徒数の報告）



第五条 義務教育諸学校の設置者は、法第五条第一項の規定による教科用図書<sup>一</sup>の給与<sup>二</sup>が完了したときは、文部科学省令で定めるところにより、給与を受けた児童及び生徒の名簿を作成するとともに、給与を受けた児童及び生徒の総数を都道府県の教育委員会に報告しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、前項の報告を受けたときは、文部科学省令で定めるところにより、当該都道府県内の給与を受けた児童及び生徒の総数を文部科学大臣に報告しなければならない。

(調査及び報告)

第六条 文部科学大臣は、法第三条の規定による教科用図書の無償給付及び法第五条の規定による教科用図書の給与<sup>一</sup>に関し、その実施の状況を調査し、及び義務教育諸学校の設置者<sup>二</sup>に対し必要な報告を求めるときができる。

2 文部科学大臣は、都道府県の教育委員会に対し、前項の調査を行い、及び義務教育諸学校の設置者<sup>一</sup>に対し同項の報告を求めよう指示をすることができる。

(選定審議会の所掌事務)

第九条 選定審議会は、都道府県の教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、及び必要と認めるときは、これらの事項について都道府県の教育委員会に建議する。

第五条 公立及び私立の義務教育諸学校の設置者並びに国立の義務教育諸学校<sup>一</sup>を附置する大学の学長は、法第五条第一項又は第二項の規定による教科用図書の給与<sup>二</sup>が完了したときは、文部科学省令で定めるところにより、給与を受けた児童及び生徒の名簿を作成するとともに、給与を受けた児童及び生徒の総数を都道府県の教育委員会に報告しなければならない。

2 (同上)

(調査及び報告)

第六条 文部科学大臣は、法第三条の規定による教科用図書の無償給付及び法第五条の規定による教科用図書の給与<sup>一</sup>に関し、その実施の状況を調査し、及び公立又は私立の義務教育諸学校の設置者<sup>二</sup>に対し必要な報告を求めるときができる。

2 文部科学大臣は、都道府県の教育委員会に対し、前項の調査を行い、及び公立又は私立の義務教育諸学校の設置者<sup>一</sup>に対し同項の報告を求めよう指示をすることができる。

(選定審議会の所掌事務)

第九条 (同上)

<p>一 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う教科用図書の採択に関する事務について都道府県の教育委員会の行う採択基準の作成、選定に必要な資料の作成その他指導、助言又は援助に関する重要事項</p> <p>二（略）</p>	<p>一 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会並びに国立及び私立の義務教育諸学校の校長の行う教科用図書の採択に関する事務について都道府県の教育委員会の行う採択基準の作成、選定に必要な資料の作成その他指導、助言又は援助に関する重要事項</p> <p>二（略）</p>
---	---

改 正 案	現 行
<p>（適用範囲）</p> <p>第一条 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）                  第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）<u>、国立大学                  法人等（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に                  規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人                  をいう。以下同じ。）及び別表の名称の欄に掲げる法人（以下「独立行                  政法人等」という。）の登記については、他の法令に別段の定めがある                  場合を除くほか、この政令の定めるところによる。</u></p> <p>（登記事項）</p> <p>第二条 独立行政法人等が登記しなければならない事項は、次のとおりと                  する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 名称</li> <li>二 事務所</li> <li>三 代表権を有する者の氏名、住所及び資格</li> <li>四 独立行政法人及び国立大学法人等にあつては、資本金</li> <li>五 独立行政法人産業技術総合研究所及び独立行政法人農業技術研究機                  構にあつては、代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、そ</li> </ol>	<p>（適用範囲）</p> <p>第一条 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）                  第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）及び別表の                  名称の欄に掲げる法人（以下「独立行政法人等」という。）の登記につ                  いては、他の法令に別段の定めがある場合を除くほか、この政令の定め                  るところによる。</p> <p>（登記事項）</p> <p>第二条 （同上）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 （同上）</li> <li>二 （同上）</li> <li>三 （同上）</li> <li>四 独立行政法人にあつては、資本金</li> <li>五 （同上）</li> </ol>

の定め

- 六 独立行政法人北方領土問題対策協会にあつては、基金
- 七 別表の名称の欄に掲げる法人にあつては、同表の登記事項の欄に掲げる事項

(代理人の登記)

第十条 別表の名称の欄に掲げる法人のうち、同表の根拠法の欄に掲げる法律中に、主たる事務所又は従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる旨の規定があるものは、その代理人を選任したときは、二週間以内に、これを置いた事務所の所在地において、代理人の氏名及び住所並びに代理人を置いた事務所を登記しなければならない。

- 2 独立行政法人及び国立大学法人等は、独立行政法人通則法第二十五条(国立大学法人法第三十五条において準用する場合を含む。)の代理人を選任したときは、二週間以内に、これを置いた事務所の所在地において、代理人の氏名及び住所、代理人を置いた事務所並びに代理権の範囲を登記しなければならない。別表の名称の欄に掲げる法人のうち、同表の根拠法の欄に掲げる法律中に、業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる旨の規定があるものが、その代理人を選任したときも、同様とする。
- 3 前二項の規定により登記した事項に変更を生じ、又は代理人の代理権が消滅したときは、二週間以内にその登記をしなければならない。

- 六 (同上)
- 七 (同上)

(代理人の登記)

第十条 (同上)

2 独立行政法人は、独立行政法人通則法第二十五条の代理人を選任したときは、二週間以内に、これを置いた事務所の所在地において、代理人の氏名及び住所、代理人を置いた事務所並びに代理権の範囲を登記しなければならない。別表の名称の欄に掲げる法人のうち、同表の根拠法の欄に掲げる法律中に、業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる旨の規定があるものが、その代理人を選任したときも、同様とする。

- 3 (同上)

改正案	現行
<p>（広域性を有し、かつ、根幹となるべき施設）</p> <p>第二条 法第八条第二項に規定する広域性を有し、かつ、根幹となるべき施設として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 （略）</p> <p>三 次に掲げる施設のうち、広域的な見地から配置及び規模を定める必要があるもの</p> <p>イ 水 （略）</p> <p>へ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の規定による病院で国、<u>国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号））</u>第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。次条第一号の表において同じ。）又は医療法第三十一条に規定する者が開設するもの</p> <p>ト 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）<u>第二条第二項に規定する国立学校又は公立学校である大学又は高等専門学校</u></p> <p>チ 夕 （略）</p> <p>（事業計画）</p> <p>第三条 法第八条第三項の毎年度の事業で政令で定めるものは、次に掲げ</p>	<p>（広域性を有し、かつ、根幹となるべき施設）</p> <p>第二条 法第八条第二項に規定する広域性を有し、かつ、根幹となるべき施設として政令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 （略）</p> <p>三 （同上）</p> <p>イ 水 （略）</p> <p>へ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の規定による病院で国又は同法第三十一条に規定する者が開設するもの</p> <p>ト 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による大学又は高等専門学校で国又は地方公共団体が設置するもの</p> <p>チ 夕 （略）</p> <p>（事業計画）</p> <p>第三条 （同上）</p>

る事業とする。

一 次の表の上欄に掲げる事業について、それぞれ同表下欄に掲げる者が行う事業

事業	前条第一号二、第二号口からへまで並びに第三号ホ、チ、又からワまで及びタに掲げる施設に係る事業	(略)	前条第三号口に掲げる施設に係る事業	前条第三号へに掲げる施設に係る事業
事業を行う者	国及び地方公共団体	(略)	国、地方公共団体、都市基盤整備公団及び地域振興整備公団並びに住宅金融公庫から資金の貸付を受けて事業を行う者	国、地方公共団体及び国立大学法人

一 (同上)

事業	前条第一号二、第二号口からへまで並びに第三号ホからチまで、又からワまで及びタに掲げる施設に係る事業	(略)	前条第三号口に掲げる施設に係る事業	(略)
事業を行う者	国及び地方公共団体	(略)	国、地方公共団体、都市基盤整備公団及び地域振興整備公団並びに住宅金融公庫から資金の貸付を受けて事業を行う者	(略)

<p>前条第三号トに掲げる施設に係る事業</p>	<p>地方公共団体、国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構</p>
<p>二 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>二 (略)</p>	

行政相談委員法第二条第一項第一号の法人を定める政令（昭和四十一年政令第二百二十二号）〔第三十二条関係〕

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>行政相談委員法第二条第一項第一号に規定する政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 自動車検査独立行政法人、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人自動車事故対策機構及び独立行政法人国立高等専門学校機構</p> <p>二 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人</p> <p>三 日本郵政公社</p> <p>四 国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫</p> <p>五 都市基盤整備公団、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、新東京国際空港公団、本州四国連絡橋公団及び地域振興整備公団</p> <p>六 日本たばこ産業株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社</p>	<p>（同上）</p> <p>一 自動車検査独立行政法人、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人自動車事故対策機構</p> <p>（新規）</p> <p>二 （同上）</p> <p>三 （同上）</p> <p>四 （同上）</p> <p>五 （同上）</p>



改正案	現行
<p>（住宅及び生活環境施設の整備に関する事項で根幹となるべきもの）</p> <p>第五条 住宅及び生活環境施設の整備に関する事項で根幹となるべきものは、次に掲げる施設のうち広域的な見地から配置及び規模を定める必要があるものの整備に関する事項とする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の規定による病院で国、国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第<u>一項</u>に規定する国立大学法人をいう。第十条第一号の表において同じ）又は医療法第三十一条に規定する者が開設するもの。</p> <p>（教育文化施設の整備に関する事項で根幹となるべきもの）</p> <p>第七条 教育文化施設の整備に関する事項で根幹となるべきものは、次に掲げる施設のうち広域的な見地から配置及び規模を定める必要があるものの整備に関する事項とする。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）<u>第二条第二項</u>に規定する国立学校又は公立学校である大学又は高等専門学校</p> <p>二・三（略）</p>	<p>（住宅及び生活環境施設の整備に関する事項で根幹となるべきもの）</p> <p>第五条 住宅及び生活環境施設の整備に関する事項で根幹となるべきものは、次の各号に掲げる施設のうち広域的な見地から配置及び規模を定める必要があるものの整備に関する事項とする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の規定による病院で国又は同法第三十一条に規定する者が開設するもの</p> <p>（教育文化施設の整備に関する事項で根幹となるべきもの）</p> <p>第七条 教育文化施設の整備に関する事項で根幹となるべきものは、次の各号に掲げる施設のうち広域的な見地から配置及び規模を定める必要があるものの整備に関する事項とする。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による大学又は高等専門学校で国又は地方公共団体が設置するもの</p> <p>二・三（略）</p>

(事業計画)

第十条 法第九条第三項の毎年度の事業で政令で定めるものは、次に掲げる事業とする。

- 一 次の表の上欄に掲げる事業について、それぞれ同表下欄に掲げる者が行う事業

事業	事業を行う者
(略)	(略)
第一条第三号及び第四号、第二条第三号、第四条第二号から第四号まで、第七条第二号、第八条並びに第九条第二号、第三号及び第八号に掲げる施設に係る事業	国及び地方公共団体
(略)	(略)
第五条第二号から第五号まで並びに第九条第一号及び第五号に掲げる施設に係る事業	地方公共団体

(事業計画)

第十条 (同上)

- 一 (同上)

事業	事業を行う者
(略)	(略)
第一条第三号及び第四号、第二条第三号、第四条第二号から第四号まで、第五条第六号、第七条第一号及び第二号、第八条並びに第九条第二号、第三号及び第八号に掲げる施設に係る事業	国及び地方公共団体
(略)	(略)
第五条第二号から第五号まで並びに第九条第一号及び第五号に掲げる施設に係る事業	地方公共団体

二 (略)	第五条第六号に掲げる施設に係る事業	国、地方公共団体及び国立大学法人
	第六条に掲げる施設又は事項に係る事業	国、地方公共団体及び環境事業団
二 (略)	第七条第一号に掲げる施設に係る事業	地方公共団体、国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構
	(略)	(略)
二 (略)	第六条に掲げる施設又は事項に係る事業	国、地方公共団体及び環境事業団
	(略)	(略)

改 正 案	現 行
<p>別表（第六十五条関係）</p> <p>一〇十四（略）</p> <p>十六 独立行政法人原子力安全基盤機構</p> <p>十七 独立行政法人国立高等専門学校機構</p> <p>十八 独立行政法人大学評価・学位授与機構</p> <p>十九 独立行政法人国立大学財務・経営センター</p> <p>二十 独立行政法人メディア教育開発センター</p>	<p>別表（第六十五条関係）</p> <p>一〇十五（略）</p> <p>十六（同上）</p> <p>（新規）</p>

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）〔第三十五条関係〕

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（手数料の納付を要しない独立行政法人）</p> <p>第十七条の二 法第五十一条の三第一項の政令で定める独立行政法人は、 独立行政法人水産大学校、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人航海訓練所及び独立行政法人国立高等専門学校機構とする。</p>	<p>（手数料の納付を要しない独立行政法人）</p> <p>第十七条の二 法第五十一条の三第一項の政令で定める独立行政法人は、 独立行政法人水産大学校、独立行政法人水産総合研究センター及び独立行政法人航海訓練所とする。</p>

改 正 案	現 行
<p>（公務員の範囲）</p> <p>第四条 法第十七条第一項の表の第一号の上欄に規定する政令で定める国家公務員は、<u>国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）（第二条第一項第一号、第三号及び第四号）に掲げる者、同項第五号に掲げる者（同項第二号に掲げる者に準ずる者を除く。）並びに同項第六号及び第七号に掲げる者とする。</u></p> <p>2 法第十七条第一項の表の第二号の上欄に規定する政令で定める地方公務員は、<u>地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）（第二条第一号、第二号の二から第四号まで及び第五号）に掲げる者とする。</u></p> <p>（法第二十条第一項の政令で定める団体）</p> <p>第六条 （略）</p> <p>2 法第二十条第一項第四号に規定する政令で定める団体は、<u>国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（第二条第二項に規定する独立行政法人、国立大学法人等及び日本郵政公社、同法第九十九条第五項に規定する職員団体、同法第二百二十四条の二第二項に規定する公庫等並びに同法第二百二十五条に規定する組合とする。</u></p>	<p>（公務員の範囲）</p> <p>第四条 法第十七条第一項の表の第一号の上欄に規定する政令で定める国家公務員は、<u>国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）（第二条第一項第一号及び第二号の二から第四号まで）に掲げる者、同項第五号に掲げる者（同項第二号に掲げる者に準ずる者を除く。）並びに同項第六号及び第七号に掲げる者とする。</u></p> <p>2 （同上）</p> <p>（法第二十条第一項の政令で定める団体）</p> <p>第六条 （略）</p> <p>2 法第二十条第一項第四号に規定する政令で定める団体は、<u>国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（第二条第二項に規定する独立行政法人及び日本郵政公社、同法第九十九条第五項に規定する職員団体、同法第二百二十四条の二第二項に規定する公庫等並びに同法第二百二十五条に規定する組合とする。</u></p>

改正案	現行
<p>附則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 法附則第三条の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 日本郵政公社</p> <p>二 自動車検査独立行政法人、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人海員学校、独立行政法人海技大学校、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人建築研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人工業所有権総合情報館、独立行政法人航空大学校、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人国立健康・栄</p>	<p>附則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (同上)</p> <p>一 (同上)</p> <p>二 自動車検査独立行政法人、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人海員学校、独立行政法人海技大学校、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人建築研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人工業所有権総合情報館、独立行政法人航空大学校、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人国立健康・栄</p>

養研究所、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国語研究所、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立少年自然の家、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青年の家、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人国立博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人さけ・ます資源管理センター、独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人自動車事故対策機構所、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人消防研究所、独立行政法人食品総合研究所、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人通関情報処理センター、独立行政法人通信総合研究所、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人統計センター、独立行政法人土木研究所、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人農業工学研究所、独立行政法人農業者大学校、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人

養研究所、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国語研究所、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立少年自然の家、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青年の家、独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人国立博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人さけ・ます資源管理センター、独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人消防研究所、独立行政法人食品総合研究所、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人通関情報処理センター、独立行政法人通信総合研究所、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人統計センター、独立行政法人土木研究所、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人農業工学研究所、独立行政法人農業者大学校、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農



農業・生物系特定産業技術研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農薬検査所、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人肥飼料検査所、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人文化財研究所、独立行政法人平和祈念事業特別基金、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人北海道開発土木研究所、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人緑資源機構、独立行政法人メディア教育開発センター、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人林木育種センター及び独立行政法人労働政策研究・研修機構

三 国立大学法人及び大学共同利用機関法人

四 十 (略)

3 (略)

薬検査所、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人肥飼料検査所、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人文化財研究所、独立行政法人平和祈念事業特別基金、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人北海道開発土木研究所、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人緑資源機構、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人林木育種センター及び独立行政法人労働政策研究・研修機構

(新規)

三 九 (略)

3 (略)

改 正 案	現 行
<p>（委員の委嘱）</p> <p>第十一条 委員は、その専門とする科学若しくは技術の分野において十年以上の研究歴を有する科学者又は大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学をいう。以下同じ。）その他の学術の研究を目的とする機関（以下「学術研究機関」という。）に十年以上勤務している科学者で優れた学職経験を有するものの中から、法第十条に規定する部の区分に応じた分野ごとにそれぞれ七人を、会長が委嘱するものとする。</p> <p>2 会長は、前項の規定により委嘱する分野ごとの委員のうち、三人の委員については、次の各号に掲げる機関又は団体に委員の候補者の推薦を求め、当該機関又は団体から推薦された候補者のうちから、当該各号の区分ごとに各一人を委嘱しなければならない。</p> <p>一 日本学士院</p> <p>二 学校教育法第二条第二項に規定する国立学校又は公立学校である大学により組織される全国的な団体で大学における学術研究の振興及び発展を目的とするもののうち会長が指定する団体</p> <p>三 私立の大学により組織される全国的な団体又はその連合団体で大学における学術研究の振興及び発展を目的とするものうち会長が指示</p>	<p>（委員の委嘱）</p> <p>第十一条 （同上）</p> <p>2 （同上）</p> <p>一 （同上）</p> <p>二 国立又は公立の大学により組織される全国的な団体で大学における学術研究の振興及び発展を目的とするものうち会長が指定する団体</p> <p>三 （同上）</p>

3

(略)

する団体

3

(略)

回路配置利用権等の登録に関する政令（昭和六十年政令第三百二十六号）〔第三十九条関係〕

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（手数料の納付を要しない独立行政法人）</p> <p>第六十八条 法第四十九条第三項の政令で定める独立行政法人は、次に掲げる独立行政法人とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 独立行政法人産業技術総合研究所</p> <p>五 <u>独立行政法人国立高等専門学校機構</u></p>	<p>（手数料の納付を要しない独立行政法人）</p> <p>第六十八条 （同上）</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 独立行政法人産業技術総合研究所</p> <p>（新規）</p>

プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令（昭和六十一年政令第二百八十七号）〔第四十条関係〕

（傍線の部分は改正部分）

法 律 案	現 行
<p>別表（第五条関係）</p> <p>一〇五十一（略）</p> <p>五十二 独立行政法人原子力安全基盤機構</p> <p>五十三 独立行政法人国立高等専門学校機構</p> <p>五十四 独立行政法人大学評価・学位授与機構</p> <p>五十五 独立行政法人国立大学財務・経営センター</p> <p>五十六 独立行政法人メディア教育開発センター</p>	<p>別表（第五条関係）</p> <p>一〇五十一（略）</p> <p>五十二（同上）</p> <p>（新規）</p>

改 正 案	現 行
<p>（試験研究機関等）</p> <p>第一条 研究交流促進法（以下「法」という。）第二条第二項の政令で定める機関は、<u>別表</u>に掲げる機関とする。</p> <p>（研究公務員）</p> <p>第二条 法第二条第三項第一号の政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 <u>別表</u>の一の項に掲げる機関に勤務する者のうち、研究をその職務の一部とするもの</p> <p>二 <u>別表</u>の二の項に掲げる機関に勤務する者のうち、研究所、研究部その他の命令で定める部課等に所属するものであつて、研究をその職務の一部とするもの</p> <p>三 <u>別表</u>の三の項に掲げる機関に勤務する者のうち、科学技術に関する高度の知識を修得させるための教育訓練を行うために研究をその職務の一部とする者として命令で定めるもの</p> <p>2 法第二条第三項第二号の政令で定める者は、防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第四条第二項の規定に基づき一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号</p>	<p>（試験研究機関等）</p> <p>第一条 研究交流促進法（以下「法」という。）第二条第二項の政令で定める機関は、<u>別表第一</u>に掲げる機関とする。</p> <p>（研究公務員）</p> <p>第二条 （同上）</p> <p>一 <u>別表第一</u>の一の項に掲げる機関に勤務する者のうち、研究をその職務の一部とするもの</p> <p>二 <u>別表第一</u>の二の項に掲げる機関に勤務する者のうち、研究所、研究部その他の命令で定める部課等に所属するものであつて、研究をその職務の一部とするもの</p> <p>三 <u>別表第一</u>の三の項に掲げる機関に勤務する者のうち、科学技術に関する高度の知識を修得させるための教育訓練を行うために研究をその職務の一部とする者として命令で定めるもの</p> <p>2 （同上）</p>

(別表第六教育職俸給表(一)又は同法別表第八医療職俸給表(一))に定める額の俸給が支給される職員、同条第三項の規定に基づき一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成十二年法律第百二十五号)第七条第一項に規定する俸給表に定める額の俸給が支給される職員及び防衛庁の職員給与等に関する法律第四条第五項の規定に基づき同法別表第二自衛官俸給表に定める額の俸給が支給される職員(同表の陸将、海将及び空将の欄、陸将補、海将補及び空将補の(一)欄並びに准陸尉、准海尉及び准空尉の欄から三等陸士、三等海士及び三等空士の欄までの適用を受ける職員を除く。)のうち、次に掲げる者とする。

一 別表の四の項に掲げる機関に勤務する者のうち、研究をその職務の一部とするもの

二 別表の五の項に掲げる機関に勤務する者のうち、研究所、研究部その他の命令で定める部課等に所属するものであつて、研究をその職務の一部とするもの

三 別表の六の項に掲げる機関に勤務する者のうち、科学技術に関する高度の知識を修得させるための教育訓練を行うために研究をその職務の一部とする者として命令で定めるもの

3 (略)

(国有施設の減額使用)

第九条 各省各庁の長は、国が現に行つてゐる研究と密接に関連し、かつ、当該研究の効率的推進に特に有益であると認定をした国以外の者が行う研究について、当該国以外の者に対し、別表(七の項を除く。)に掲

一 別表第一の四の項に掲げる機関に勤務する者のうち、研究をその職務の一部とするもの

二 別表第一の五の項に掲げる機関に勤務する者のうち、研究所、研究部その他の命令で定める部課等に所属するものであつて、研究をその職務の一部とするもの

三 別表第一の六の項に掲げる機関に勤務する者のうち、科学技術に関する高度の知識を修得させるための教育訓練を行うために研究をその職務の一部とする者として命令で定めるもの

3 (略)

(国有施設の減額使用)

第九条 各省各庁の長は、国が現に行つてゐる研究と密接に関連し、かつ、当該研究の効率的推進に特に有益であると認定をした国以外の者が行う研究について、当該国以外の者に対し、別表第一(七の項を除く。)掲

げる機関の国有の試験研究施設を、法第十一条第一項の規定により、時価からその五割以内を減額した対価で使用させることができる。

2～4 (略)

(国有地の減額使用)

第十条 各省各庁の長は、国以外の者であつて、次項に定める国の機関と共同して行う研究に必要な施設を当該機関の敷地内に整備し、当該施設においてその研究を行おうとするものであると認定をしたものに対し、当該施設の用に供する土地を、法第十一条第二項の規定により、時価からその五割以内を減額した対価で使用させることができる。

2 法第十一条第二項の政令で定める国の機関は、別表(七)の項を除く。  
( )に掲げる機関とする。

3～5 (略)

(命令)

第十一条 この政令における命令は、次のとおりとする。

一 第二条、第三条並びに別表の二の項第一号及び第二号の命令については、同表に掲げる機関を所管する大臣の発する命令

二 第七条第四項第三号の命令については、同条第三項に規定する特許権等の管理を所掌する大臣の発する命令

三 第九条第四項及び前条第五項の命令については、別表に掲げる機関を所管する大臣の発する命令

及び別表第二に掲げる機関の国有の試験研究施設を、法第十一条第一項の規定により、時価からその五割以内を減額した対価で使用させることができる。

2～4 (略)

(国有地の減額使用)

第十条 (同上)

2 法第十一条第二項の政令で定める国の機関は、別表第一(七)の項を除く。  
( )及び別表第二に掲げる機関とする。

3～5 (略)

(命令)

第十一条 (同上)

一 第二条、第三条並びに別表第一の二の項第一号及び第二号の命令については、同表に掲げる機関を所管する大臣の発する命令

二 (同上)

三 第九条第四項及び前条第五項の命令については、別表第一及び別表第二に掲げる機関を所管する大臣の発する命令



2 (略)

別表(第一条、第二条、第九条、第十条、第十一条関係)

(略)

(削除)

2 (略)

別表第一(第一条、第二条、第九条、第十条、第十一条関係)

(略)

別表第二(第九条、第十条、第十一条関係)

一 国立大学

二 国立極地研究所

三 国立遺伝学研究所

四 統計数理研究所

五 国立天文台

六 核融合科学研究所

七 国立情報学研究所

八 総合地球環境学研究所

九 岡崎国立共同研究機構

十 高エネルギー加速器研究機構

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
（削除）			
<p>（国の開設する診療施設に関する特例）</p> <p>第一条 国の設置する大学の獣医学に関する学部又は学科の附属施設（以下「国立大学附属施設」という。）である診療施設に関する獣医療法（以下「法」という。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる法の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。</p>			
第三条	診療施設を開設した者 （以下「開設者」という。）は、その	文部科学大臣は、診療施設の	
届け出なければ	当該診療施設の所在地を管轄する都道府県知事	農林水産大臣	通知しなければ

(削除)

	届けた事項	通知した事項
第五条第一項	開設者は、自ら獣医師であつてその診療施設を管理する場合のほか	文部科学大臣は
第六条	都道府県知事 その開設者	農林水産大臣 文部科学大臣
	使用を制限し、若しくは禁止し、又は期限を定めて、修繕若しくは改築を行うべきことその他必要な措置を講ずべきことを命ずる	使用の制限若しくは停止を申し出、又は期限を定めて、修繕若しくは改築を行うことその他必要な措置を講ずることを申し出る
第八条第一項	開設者若しくは管理者	管理者

第二条 農林水産大臣又は都道府県知事が法第八条第一項の規定により、その職員に、国立大学附属施設である診療施設に立ち入り、検査をさせ

<p>(削除)</p> <p>(診療施設整備計画の変更等)</p> <p>第一条 獣医療法(以下「法」という。)(第十四条第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る診療施設整備計画を変更しようとするときは、都道府県知事の認定を受けなければならない。)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(農林漁業金融公庫からの資金の貸付けの利率等)</p> <p>第一条 (略)</p>	<p>る場合には、文部科学大臣の指定する者を立ち合わせなければならない。</p> <p>第三条 国立大学附属施設である診療施設については、法第二十一条(第一号に係る部分に限る。)(の規定は、適用しない。)</p> <p>(診療施設整備計画の変更等)</p> <p>第四条 法第十四条第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る診療施設整備計画を変更しようとするときは、都道府県知事の認定を受けなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(農林漁業金融公庫からの資金の貸付けの利率等)</p> <p>第五条 (略)</p>
---	--

改 正 案	現 行
<p>（地震防災緊急事業に係る政令で定める医療機関）</p> <p>第一条 地震防災対策特別措置法（以下「法」という。）第三条第一項第七号の政令で定める医療機関は、国及び地方公共団体の救急医療の確保に関する施策に協力して、休日診療若しくは夜間診療を行っている病院又は救急医療に係る高度の医療を提供している病院（これらの病院のうち、国、国立大学法人（平成十五年法律第百十二号）第一条第一項に規定する国立大学法人、日本郵政公社、労働福祉事業団及び医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条の二第一項各号に掲げる者の開設するものを除く。）とする。</p>	<p>（地震防災緊急事業に係る政令で定める医療機関）</p> <p>第一条 地震防災対策特別措置法（以下「法」という。）第三条第一項第七号の政令で定める医療機関は、国及び地方公共団体の救急医療の確保に関する施策に協力して、休日診療若しくは夜間診療を行っている病院又は救急医療に係る高度の医療を提供している病院（これらの病院のうち、国、日本郵政公社、労働福祉事業団及び医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条の二第一項各号に掲げる者の開設するものを除く。）とする。</p>

改正案	現行
<p>（法第二条第一項第四号及び第五号の政令で定める機関）</p> <p>第一条 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）                  。（第二条第一項第四号の政令で定める特別の機関は、警察庁とする。                  （削除）</p> <p>2  法第二条第一項第五号の政令で定める特別の機関は、検察庁とする。</p> <p>（法第二条第二項第二号の政令で定める機関）</p> <p>第二条 法第二条第二項第二号の政令で定める機関は、公文書館、博物館、美術館、図書館その他これらに類する機関であつて、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について次条の規定による適切な管理を行うものとして総務大臣が指定したものとする。</p>	<p>（法第二条第一項第四号及び第五号の政令で定める機関）</p> <p>第一条 （同上）</p> <p>2  法第二条第一項第五号の政令で定める施設等機関は、次に掲げる機関とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一  国立大学</li> <li>二  大学共同利用機関</li> <li>三  大学評価・学位授与機構</li> <li>四  国立学校財務センター</li> </ul> <p>3  （同上）</p> <p>（法第二条第二項第二号の政令で定める機関）</p> <p>第二条 法第二条第二項第二号の政令で定める機関は、次に掲げる機関とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一  国立民族学博物館</li> <li>二  国立歴史民俗博物館</li> <li>三  前二号に掲げるもののほか、公文書館、博物館、美術館、図書館その他これらに類する機関であつて、保有する歴史的若しくは文化的な</li> </ul>

2 総務大臣は、前項の規定により指定をしたときは、当該指定した機関の名称及び所在地を官報で公示するものとする。公示した事項に変更があつたとき又は指定を取り消したときも、同様とする。

(法第三条の政令で定める者等)

第四条 法第三条の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 警察庁にあつては、警察庁長官

(削除)

- 二 最高検察庁にあつては、検事総長
  - 三 高等検察庁にあつては、その庁の検事長
  - 四 地方検察庁にあつては、その庁の検事正
  - 五 区検察庁にあつては、その庁の対応する裁判所の所在地を管轄する地方裁判所に対応する地方検察庁の検事正
- 2 前項第三号から第五号までに掲げる者が行った開示決定等についての審査請求は、検事総長に対してするものとする。

(手数料の額等)

第十三条 (略)

資料又は学術研究用の資料について次条の規定による適切な管理を行うものとして総務大臣が指定したもの

2 総務大臣は、前項第三号の規定により指定をしたときは、当該指定した機関の名称及び所在地を官報で公示するものとする。公示した事項に変更があつたとき又は指定を取り消したときも、同様とする。

(法第三条の政令で定める者等)

第四条 (同上)

一 (同上)

- 二 国立大学にあつては、その大学の学長
- 三 大学共同利用機関にあつては、その機関の長
- 四 大学評価・学位授与機構にあつては、その長
- 五 国立学校財務センターにあつては、その長
- 六 (同上)
- 七 (同上)
- 八 (同上)
- 九 (同上)

2 前項第七号から第九号までに掲げる者が行った開示決定等についての審査請求は、検事総長に対してするものとする。

(手数料の額等)

第十三条 (略)

2 (略)

3 開示請求手数料又は開示実施手数料は、次の各号のいずれかに掲げる場合を除いて、それぞれ開示請求書又は第十条第一項若しくは前条第一項に規定する書面に収入印紙をはって納付しなければならない。

一 次に掲げる行政機関又は部局若しくは機関が保有する行政文書に係る開示請求手数料又は開示実施手数料を納付する場合

(削除)

イ 社会保険庁

ロ 特許庁

ハ イ及びロに掲げるもののほか、その長が第十五条第一項の規定による委任を受けることができる部局又は機関（開示請求手数料については、当該委任を受けた部局又は機関に限る。）であつて、当該部局又は機関が保有する行政文書に係る開示請求手数料又は開示実施手数料の納付について収入印紙によることが適当でないものとして行政機関の長が官報に公示したもの

二 行政機関又はその部局若しくは機関（前号イからハまでに掲げるものを除く。）の事務所において開示請求手数料又は開示実施手数料の納付を現金であることが可能である旨及び当該事務所の所在地を当該行政機関の長が官報で公示した場合において、当該行政機関が保有する行政文書に係る開示請求手数料又は開示実施手数料を当該事務所に於いて現金で納付する場合

4 (略)

2 (略)

3 (同上)

一 (同上)

イ 国立大学、大学共同利用機関、大学評価・学位授与機構及び国立学校財務センター

ロ (同上)

ハ (同上)

二 イからハまでに掲げるもののほか、その長が第十五条第一項の規定による委任を受けることができる部局又は機関（開示請求手数料については、当該委任を受けた部局又は機関に限る。）であつて、当該部局又は機関が保有する行政文書に係る開示請求手数料又は開示実施手数料の納付について収入印紙によることが適当でないものとして行政機関の長が官報に公示したもの

二 行政機関又はその部局若しくは機関（前号イから二までに掲げるものを除く。）の事務所において開示請求手数料又は開示実施手数料の納付を現金であることが可能である旨及び当該事務所の所在地を当該行政機関の長が官報で公示した場合において、当該行政機関が保有する行政文書に係る開示請求手数料又は開示実施手数料を当該事務所に於いて現金で納付する場合

4 (略)



(権限又は事務の委任)

第十五条 (略)

(削除)

2| 警察庁長官は、法第十七条の規定により、警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第十九条第一項の長官官房若しくは局、同条第二項の部、同法第二十七条第一項、第二十八条第一項若しくは第二十九条第一項の附属機関又は同法第三十条第一項若しくは第三十三条第一項の地方機関の長に法第二章に定める権限又は事務のうちその所掌に係るものを委任することができる。

3| 行政機関の長は、前二項の規定により権限又は事務を委任しようとするときは、委任を受ける職員の官職、委任する権限又は事務及び委任の効力の発生する日を官報で公示しなければならない。

別表第二(第十六条関係)

(権限又は事務の委任)

第十五条 (略)

2| 国立大学の学長は、法第十七条の規定により、学部(学群を含む)、教養部、大学院に置く研究科、附置する研究所、学部附属の病院又は附属図書館の長に法第二章に定める権限又は事務のうちその所掌に係るものを委任することができる。

3| (同上)

4| 行政機関の長は、前三項の規定により権限又は事務を委任しようとするときは、委任を受ける職員の官職、委任する権限又は事務及び委任の効力の発生する日を官報で公示しなければならない。

別表第二(第十六条関係)

行政文書の区分

保存期間

(略)

行政文書の区分

保存期間

(略)

三	<p>イ 法律又はこれに基づく命令により作成すべきものとされる事務及び事業の基本計画書若しくは年度計画書又はこれらに基づく実績報告書</p> <p>ロ 独立行政法人、国立大学法人法（平成十五年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人若しくは同条第三項に規定する大学共同利用機関法人、特殊法人、認可法人又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人の業務の実績報告書</p>	五年
三	<p>イ（同上）</p> <p>ロ 独立行政法人、特殊法人、認可法人又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人の業務の実績報告書</p>	五年

改正案	現行
<p>（大学等研究者等に係る特許料の軽減の手続）</p> <p>第一条 産業技術力強化法（以下「法」という。）第十六条第一項の規定により特許料の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を特許庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所</p> <p>二 当該特許出願の番号</p> <p>三 法第十六条第一項各号に掲げる者のいずれに該当するかの別</p> <p>四 特許料の軽減を受けようとする旨</p> <p>2 法第十六条第一項第一号に掲げる者が前項の申請書を提出する場合には、その申請に係る特許発明が職務発明（特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第三十五条第一項に規定する職務発明をいう。以下同じ。）であることを証する書面を添付しなければならない。</p> <p>3 法第十六条第一項第二号に掲げる者が第一項の申請書を提出する場合には、次に掲げる書面を添付しなければならない。</p> <p>一 その申請に係る特許発明が当該大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学をいう。以下同じ。）<u>、高等専門</u>学校（同条に規定する高等専門学校をいう。以下同じ。）又は大</p>	<p>（大学の研究者等に係る特許料の軽減の手続）</p> <p>第一条（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>3（同上）</p> <p>一 その申請に係る特許発明が当該大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学をいう。次号及び<u>第四条第三項</u>において同じ。）又は高等専門学校（同法第一条に規定する高等専門</p>

学共同利用機関法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）

第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。

（）の大学等研究者（法第十六条第一項第一号に規定する大学等研究者をいう。以下同じ。）がした職務発明であることを証する書面

二 その申請に係る特許発明について当該大学若しくは高等専門学校を設置者又は大学共同利用機関法人が前号の大学等研究者から特許を受ける権利を承継したことを証する書面

4 法第十六条第一項第三号に掲げる者が第一項の申請書を提出する場合には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 その申請に係る特許発明が当該独立行政法人（法第十六条第一項第三号に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）の独立行政法人研究者（同号に規定する独立行政法人研究者をいう。次号及び第四条第四項において同じ。）がした職務発明であることを証する書面

二 その申請に係る特許発明について当該独立行政法人が前号の独立行政法人研究者から特許を受ける権利を承継したことを証する書面

5 法第十六条第一項第四号に掲げる者が第一項の申請書を提出する場合には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 その申請に係る特許発明が当該公設試験研究機関（法第十六条第一項第四号に規定する公設試験研究機関をいう。次号及び第四条第五項において同じ。）の公設試験研究機関研究者（法第十六

学校をいう。同号及び同項において同じ。）の研究者がした職務発明であることを証する書面

二 その申請に係る特許発明について当該大学又は高等専門学校の設置者が前号の研究者から特許を受ける権利を承継したことを証する書面

4 （同上）

5 （同上）

条第一項第四号に規定する公設試験研究機関研究者をいう。次号及び第四条第五項において同じ。）がした職務発明であることを証する書面

二 その申請に係る特許発明について当該公設試験研究機関の設置者が前号の公設試験研究機関研究者から特許を受ける権利を承継したことを証する書面

(大学等研究者等に係る特許料の軽減)

第二条 特許庁長官は、前条第一項の申請書の提出があつたときは、特許法第一百七条第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の特許料の金額の二分の一に相当する額を軽減するものとする。

(削除)

(試験研究に関する業務を行う独立行政法人)

第三条 法第十六条第一項第三号の政令で定める独立行政法人は、別表に掲げる独立行政法人とする。

(大学等研究者等に係る出願審査の請求の手数料の軽減の手続)

(大学の研究者等に係る特許料の軽減)  
第二条 (同上)

(大学共同利用機関の研究所)  
第三条 法第十六条第一項第一号の政令で定める研究所は、国立学校設置法施行令(昭和五十九年政令第二百三十号)第七条第二項及び第三項の表に掲げる研究所とする。

(試験研究に関する業務を行う独立行政法人)

第三条の二 (同上)

(大学の研究者等に係る出願審査の請求の手数料の軽減の手続)

第四条 法第十六条第二項の規定により出願審査の請求の手数料の軽減を

第四条 (同上)

受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書の特許庁長官に提出しなければならない。

- 一 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 当該特許出願の表示

三 法第十六条第二項各号に掲げる者のいずれに該当するかの別

四 出願審査の請求の手数料の軽減を受けようとする旨

2 法第十六条第二項第一号に掲げる者が前項の申請書を提出する場合には、その申請に係る発明が職務発明であることを証する書面を添付しなければならない。

2 (同上)

3 法第十六条第二項第二号に掲げる者が第一項の申請書を提出する場合には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

3 (同上)

一 その申請に係る発明が当該大学、高等専門学校又は大学共同利用機関法人の大学等研究者がした職務発明であることを証する書面

一 その申請に係る発明が当該大学又は高等専門学校の研究者がした職務発明であることを証する書面

二 その申請に係る発明について当該大学若しくは高等専門学校の設置者又は大学共同利用機関法人が前号の大学等研究者から特許を受ける権利を承継したことを証する書面

二 その申請に係る発明について当該大学又は高等専門学校の設置者が前号の研究者から特許を受ける権利を承継したことを証する書面

4 法第十六条第二項第三号に掲げる者が第一項の申請書を提出する場合には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

4 (同上)

一 その申請に係る発明が当該独立行政法人の独立行政法人研究者がした職務発明であることを証する書面

二 その申請に係る発明について当該独立行政法人が前号の独立行政

<p>政法人研究者から特許を受ける権利を承継したことを証する書面</p> <p>5  法第十六条第二項第四号に掲げる者が第一項の申請書を提出する場合には、次に掲げる書面を添付しなければならない。</p> <p>一  その申請に係る発明が当該公設試験研究機関の公設試験研究機関研究者がした職務発明であることを証する書面</p> <p>二 その申請に係る発明について当該公設試験研究機関の設置者が前号の公設試験研究機関研究者から特許を受ける権利を承継したことを証する書面</p> <p>(大学等研究者等に係る出願審査の請求の手数料の軽減)</p> <p>第五条  特許庁長官は、前条第一項の申請書の提出があつたときは、特許法等関係手数料令(昭和三十五年政令第二十号)第一条第二項の表第六号の規定により計算される出願審査の請求の手数料の金額の二分の一に相当する額を軽減するものとする。</p> <p>別表(第三条関係)</p> <p>一〜四十八 (略)</p>	<p>5 (同上)</p> <p>(大学の研究者等に係る出願審査の請求の手数料の軽減)</p> <p>第五条 (同上)</p> <p>別表(第三条の二関係)</p> <p>一〜四十八 (略)</p>
---	---

独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）〔第四十六条関係〕

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会）

第一条 独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第三十二条第三項（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第三十五条において準用する場合を含む。）の政令で定める審議会は、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会とする。

（教育公務員の範囲）

第九条 独立行政法人酒類総合研究所法（平成十一年法律第百六十四号）第十条第一項、独立行政法人国立特殊教育総合研究所法（平成十一年法律第百六十五号）第十条第一項、独立行政法人大学入試センター法（平成十一年法律第百六十六号）第十一条第一項、独立行政法人国立国語研究所法（平成十一年法律第百七十一号）第十条第一項、独立行政法人国立科学博物館法（平成十一年法律第百七十二号）第十条第一項、独立行政法人物質・材料研究機構法（平成十一年法律第百七十三号）第十一条、独立行政法人防災科学技術研究所法（平成十一年法律第百七十四号）第十一条、独立行政法人放射線医学総合研究所法（平成十一年法律第百七十六号）第十条、独立行政法人国立美術館法（平成十一年法律第百七十七号）第十条第一項、独立行政法人国立博物館法（平成十一年法律第

（総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会）

第一条 独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第三十二条第三項の政令で定める審議会は、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会とする。

（教育公務員の範囲）

第九条 独立行政法人酒類総合研究所法（平成十一年法律第百六十四号）第十条第一項、独立行政法人国立特殊教育総合研究所法（平成十一年法律第百六十五号）第十条第一項、独立行政法人大学入試センター法（平成十一年法律第百六十六号）第十一条第一項、独立行政法人国立国語研究所法（平成十一年法律第百七十一号）第十条第一項、独立行政法人国立科学博物館法（平成十一年法律第百七十二号）第十条第一項、独立行政法人物質・材料研究機構法（平成十一年法律第百七十三号）第十一条、独立行政法人防災科学技術研究所法（平成十一年法律第百七十四号）第十一条、独立行政法人放射線医学総合研究所法（平成十一年法律第百七十六号）第十条、独立行政法人国立美術館法（平成十一年法律第百七十七号）第十条第一項、独立行政法人国立博物館法（平成十一年法律第



百七十八号)第十条第一項、独立行政法人文化財研究所法(平成十一年法律第七十九号)第十条第一項、独立行政法人經濟産業研究所法(平成十一年法律第二百号)第十条第一項、独立行政法人産業技術総合研究所法(平成十一年法律第二百三三号)第十条第一項、独立行政法人製品評価技術基盤機構法(平成十一年法律第二百四号)第十条第一項、独立行政法人造幣局法(平成十四年法律第四十号)第十条第一項、独立行政法人国立印刷局法(平成十四年法律第四十一号)第十条第一項、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(平成十四年法律第四百四十五号)第十二条第一項、独立行政法人日本學術振興会法(平成十四年法律第五百十九号)第十一条第一項、独立行政法人宇宙航空研究開発機構法(平成十四年法律第六十一号)第十三条、独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成十四年法律第六十二号)第十一条、独立行政法人日本芸術文化振興会法(平成十四年法律第六十三号)第十条第一項、独立行政法人労働政策研究・研修機構法(平成十四年法律第六十九号)第九条第一項、独立行政法人日本貿易振興機構法(平成十四年法律第七十二号)第九条第一項、独立行政法人国立高等専門学校機構法(平成十五年法律第一百三十三号)第九条第一項、独立行政法人大学評価・学位授与機構法(平成十五年法律第一百四十四号)第十一条第一項、独立行政法人国立大学財務・経営センター法(平成十五年法律第一百五十五号)第十条第一項及び独立行政法人メディア教育開発センター法(平成十五年法律第十六号)第十条第一項に規定する政令で定める教育公務員は、次に掲げる者とする。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による公立の大

百七十八号)第十条第一項、独立行政法人文化財研究所法(平成十一年法律第七十九号)第十条第一項、独立行政法人經濟産業研究所法(平成十一年法律第二百号)第十条第一項、独立行政法人産業技術総合研究所法(平成十一年法律第二百三三号)第十条第一項、独立行政法人製品評価技術基盤機構法(平成十一年法律第二百四号)第十条第一項、独立行政法人造幣局法(平成十四年法律第四十号)第十条第一項、独立行政法人国立印刷局法(平成十四年法律第四十一号)第十条第一項、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(平成十四年法律第四百四十五号)第十二条第一項、独立行政法人日本學術振興会法(平成十四年法律第五百十九号)第十一条第一項、独立行政法人宇宙航空研究開発機構法(平成十四年法律第六十一号)第十三条、独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成十四年法律第六十二号)第十一条、独立行政法人日本芸術文化振興会法(平成十四年法律第六十三号)第十条第一項、独立行政法人労働政策研究・研修機構法(平成十四年法律第六十九号)第九条第一項及び独立行政法人日本貿易振興機構法(平成十四年法律第七十二号)第九条第一項に規定する政令で定める教育公務員は、次に掲げる者とする。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による国立又は

学の学長、副学長、学部長、教授、助教授又は講師の職にある者（当該大学においてその他の職を兼ねる者を含む。）

二 国立教育政策研究所の長及びその職員のうち専ら研究又は教育に従事する者で前号に掲げる者に準ずるもの

別表（第五条、第六条、第八条関係）

（略）	一	独立行政法人自動車事故対策機構	独立行政法人自動車事故対策機構	国土交通省令	同条第三項	自動車損害賠償保障事業特別会計
（略）	二	独立行政法人自動車事故対策機構	独立行政法人自動車事故対策機構	国土交通省令	同条第三項	自動車損害賠償保障事業特別会計
（略）	三	独立行政法人自動車事故対策機構	独立行政法人自動車事故対策機構	国土交通省令	同条第三項	自動車損害賠償保障事業特別会計
（略）	四	独立行政法人自動車事故対策機構	独立行政法人自動車事故対策機構	国土交通省令	同条第三項	自動車損害賠償保障事業特別会計
（略）	五	独立行政法人自動車事故対策機構	独立行政法人自動車事故対策機構	国土交通省令	同条第三項	自動車損害賠償保障事業特別会計

公立の大学の学長、副学長、学部長、教授、助教授又は講師の職にある者（これらの大学においてその他の職を兼ねる者を含む。）

二 教育公務員特例法施行令（昭和二十四年政令第六号）第十一条第三項に規定する者で前号に掲げる者に準ずるもの

別表（第五条、第六条、第八条関係）

（略）	一	独立行政法人自動車事故対策機構	独立行政法人自動車事故対策機構	国土交通省令	同条第三項	自動車損害賠償保障事業特別会計
（略）	二	独立行政法人自動車事故対策機構	独立行政法人自動車事故対策機構	国土交通省令	同条第三項	自動車損害賠償保障事業特別会計
（略）	三	独立行政法人自動車事故対策機構	独立行政法人自動車事故対策機構	国土交通省令	同条第三項	自動車損害賠償保障事業特別会計
（略）	四	独立行政法人自動車事故対策機構	独立行政法人自動車事故対策機構	国土交通省令	同条第三項	自動車損害賠償保障事業特別会計
（略）	五	独立行政法人自動車事故対策機構	独立行政法人自動車事故対策機構	国土交通省令	同条第三項	自動車損害賠償保障事業特別会計

独立行政法人人 立大学財務・経 営センター	独立行政法人人 立大学財務・経 営センター	独立行政法人人 立大学財務・経 営センター	独立行政法人人 立大学財務・経 営センター	独立行政法人人 立大学財務・経 営センター	独立行政法人人 立大学財務・経 営センター
独立行政法人メ ディア教育開発 センター	独立行政法人メ ディア教育開発 センター	独立行政法人メ ディア教育開発 センター	独立行政法人メ ディア教育開発 センター	独立行政法人メ ディア教育開発 センター	独立行政法人メ ディア教育開発 センター
五条第一項	五条第一項				
		文部科学省令	文部科学省令	文部科学省令	文部科学省令
		同条第三項	同条第三項	同条第三項	同条第三項
		一般会計	一般会計	一般会計	一般会計

船舶のトン数の測度に関する法律施行令（平成十二年政令第三百三十二号）〔第四十七条関係〕

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>船舶のトン数の測度に関する法律第十条の政令で定める独立行政法人は、独立行政法人水産大学校、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人海技大学校、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人海員学校及び独立行政法人国立高等専門学校機構とする。</p>	<p>船舶のトン数の測度に関する法律第十条の政令で定める独立行政法人は、独立行政法人水産大学校、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人海技大学校、独立行政法人航海訓練所及び独立行政法人海員学校とする。</p>

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">（教育公務員の範囲）</p> <p>第一条 年金資金運用基金法（以下「法」という。）<u>第二十条第五項の規定により読み替えて準用される第十四条第一号の政令で定める教育公務員は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による公立の大学の学長、副学長、学部長、教授、助教授又は講師の職にある者（当該大学においてその他の職を兼ねる者を含む。）とする。</u></p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">（教育公務員の範囲）</p> <p>第一条 年金資金運用基金法（以下「法」という。）<u>第二十条第五項の規定により読み替えて準用される第十四条第一号の政令で定める教育公務員は、次に掲げる者とする。</u></p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による国立又は公立の大学の学長、副学長、学部長、教授、助教授又は講師の職にある者（これらの大学においてその他の職を兼ねる者を含む。）</p> <p>二 教育公務員特例法施行令（昭和二十四年政令第六号）<u>第十一条第三項に規定する者で前号に掲げる者に準ずるもの</u></p>

改正案	現行
<p>（特殊法人等の範囲）</p> <p>第一条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「法律」という。）第二条第一項の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 日本郵政公社、首都高速道路公団、新東京国際空港公団、地域振興整備公団、都市基盤整備公団、日本道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、環境事業団、労働福祉事業団、帝都高速度交通営団、関西国際空港株式会社、核燃料サイクル開発機構、日本原子力研究所、日本中央競馬会及び年資金運用基金</p> <p>二 通信・放送機構</p> <p>三 独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立少年自然の家、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青年の家、独立行政法人国立博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法</p>	<p>（特殊法人等の範囲）</p> <p>第一条 （同上）</p> <p>一 （同上）</p> <p>二 （同上）</p> <p>三 独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立少年自然の家、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青年の家、独立行政法人国立博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法</p>

人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本万国博覧会記念機構  
、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人緑資源機構

政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人水資源機構及び独立行政  
政法人緑資源機構

改正案	現行
<p>（手数料等の納付を要しない独立行政法人）</p> <p>第七条 法第百四条第一項の政令で定める独立行政法人は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三十一 （略）</p> <p>三十二 独立行政法人教員研修センター</p> <p><u>三十三 独立行政法人国立高等専門学校機構</u></p>	<p>（手数料等の納付を要しない独立行政法人）</p> <p>第七条 （同上）</p> <p>一～三十一 （略）</p> <p>三十二 （同上）</p> <p>（新規）</p>



改 正 案	現 行
<p>（手数料の納付を要しない独立行政法人）</p> <p>第三十一条 法第二十九条第一項の政令で定める独立行政法人は、次に掲げる独立行政法人とする。</p> <p>一〇八（略）</p> <p>九 独立行政法人国立環境研究所</p> <p>十 <u>独立行政法人国立高等専門学校機構</u></p>	<p>（手数料の納付を要しない独立行政法人）</p> <p>第三十一条（同上）</p> <p>一〇八（略）</p> <p>九（同上）</p> <p>（新規）</p>

改 正 案	現 行
<p>（情報提供の方法及び範囲）</p> <p>第十二条（略）</p> <p>2 法第二十二條第一項の政令で定める情報は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 独立行政法人等の組織、業務及び財務についての評価及び監査に関する次に掲げる情報</p> <p>イ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十二條第一項及び第三十四條第一項の規定（これらの規定を国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第三十五條において準用する場合を含む。）に基づくそれぞれの直近の評価の結果</p> <p>ロ 当該独立行政法人等に係る行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）第三條第一項並びに第十二條第一項及び第二項の規定に基づくそれぞれの直近の政策評価の結果のうち当該独立行政法人等に関する部分</p> <p>ハ 当該独立行政法人等に係る総務省設置法（平成十一年法律第九十号）第四條第十八号の規定に基づく直近の評価及び監視の結果のうち当該独立行政法人等に関する部分</p> <p>ニ 監事又は監査役の直近の意見</p>	<p>（情報提供の方法及び範囲）</p> <p>第十二条（略）</p> <p>2（同上）</p> <p>一～三（略）</p> <p>四（同上）</p> <p>イ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十二條第一項及び第三十四條第一項の規定に基づくそれぞれの直近の評価の結果</p> <p>ロ（同上）</p> <p>ハ（同上）</p> <p>ニ（同上）</p>

<p>           水 公認会計士又は監査法人の直近の監査の結果            へ 当該独立行政法人等に係る会計検査院の直近の検査報告のうち当該独立行政法人等に関する部分            五 (略)         </p>	<p>           水 (同上)            へ (同上)            五 (略)         </p>
---	--

改 正 案

現 行

（法第二条第二号ホの政令で定める法人）

第一条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「

法」という。）第二条第二号ホの政令で定める法人は、奄美群島振興開発基金、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構、沖縄振興開発金融公庫、海洋科学技術センター、核燃料サイクル開発機構、環境事業団、関西国際空港株式会社、危険物保安技術協会、行政書士会、銀行等保有株式取得機構、金属鉱業事業団、警察共済組合、軽自動車検査協会、高圧ガス保安協会、公営企業金融公庫、公害健康被害補償予防協会、厚生年金基金連合会、港務局、公立学校共済組合、小型船舶検査機構、国際協力銀行、国民生活金融公庫、国民年金基金連合会、国立大学法人、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、雇用・能力開発機構、産業基盤整備基金、市議会議員共済会、市町村職員共済組合、指定都市職員共済組合、自動車安全運転センター、司法書士会、社会保険診療報酬支払基金、社会保険労務士会、住宅金融公庫、首都高速道路公団、証券業協会、商工組合中央金庫、商品先物取引協会、情報処理振興事業協会、消防団員等公務災害補償等共済基金、新東京国際空港公団、水害予防組合、水害予防組合連合、税理士会、石炭鉱業年金基金、石油公団、全国市町村職員共済組合連合会、全国社会保険労務士会連合会、総合研

（法第二条第二号ホの政令で定める法人）

第一条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「

法」という。）第二条第二号ホの政令で定める法人は、奄美群島振興開発基金、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構、沖縄振興開発金融公庫、海洋科学技術センター、核燃料サイクル開発機構、環境事業団、関西国際空港株式会社、危険物保安技術協会、行政書士会、銀行等保有株式取得機構、金属鉱業事業団、警察共済組合、軽自動車検査協会、高圧ガス保安協会、公営企業金融公庫、公害健康被害補償予防協会、厚生年金基金連合会、港務局、公立学校共済組合、小型船舶検査機構、国際協力銀行、国民生活金融公庫、国民年金基金連合会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、雇用・能力開発機構、産業基盤整備基金、市議会議員共済会、市町村職員共済組合、指定都市職員共済組合、自動車安全運転センター、司法書士会、社会保険診療報酬支払基金、社会保険労務士会、住宅金融公庫、首都高速道路公団、証券業協会、商工組合中央金庫、商品先物取引協会、情報処理振興事業協会、消防団員等公務災害補償等共済基金、新東京国際空港公団、水害予防組合、水害予防組合連合、税理士会、石炭鉱業年金基金、石油公団、全国市町村職員共済組合連合会、全国社会保険労務士会連合会、総合研究開発機構、地

究開発機構、大学共同利用機関法人、地域振興整備公団、地方競馬全国協会、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方職員共済組合、地方道路公社、中小企業金融公庫、中小企業総合事業団、町村議会議員共済会、通信・放送機構、帝都高速度交通営団、都市基盤整備公団、都市職員共済組合、都職員共済組合、土地家屋調査士会、都道府県議会議員共済会、日本育英会、日本行政書士会連合会、日本銀行、日本勤労者住宅協会、日本公認会計士協会、日本小型自動車振興会、日本自転車振興会、日本司法書士会連合会、日本消防検定協会、日本私立学校振興・共済事業団、日本政策投資銀行、日本税理士会連合会、日本船舶振興会、日本たばこ産業株式会社、日本たばこ産業共済組合、日本中央競馬会、日本鉄道共済組合、日本電気計器検定所、日本道路公団、日本土地家屋調査士会連合会、日本弁理士会、日本貿易振興会、日本放送協会、日本郵政公社、年金資金運用基金、農水産業協同組合貯金保険機構、農林漁業金融公庫、農林漁業団体職員共済組合、阪神高速道路公団、放送大学学園、本州四国連絡橋公団、預金保険機構及び労働福祉事業団とする。

域振興整備公団、地方競馬全国協会、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方職員共済組合、地方道路公社、中小企業金融公庫、中小企業総合事業団、町村議会議員共済会、通信・放送機構、帝都高速度交通営団、都市基盤整備公団、都市職員共済組合、都職員共済組合、土地家屋調査士会、都道府県議会議員共済会、日本育英会、日本行政書士会連合会、日本銀行、日本勤労者住宅協会、日本公認会計士協会、日本小型自動車振興会、日本自転車振興会、日本司法書士会連合会、日本消防検定協会、日本私立学校振興・共済事業団、日本政策投資銀行、日本税理士会連合会、日本船舶振興会、日本たばこ産業株式会社、日本たばこ産業共済組合、日本中央競馬会、日本鉄道共済組合、日本電気計器検定所、日本道路公団、日本土地家屋調査士会連合会、日本弁理士会、日本貿易振興会、日本放送協会、日本郵政公社、年金資金運用基金、農水産業協同組合貯金保険機構、農林漁業金融公庫、農林漁業団体職員共済組合、阪神高速道路公団、放送大学学園、本州四国連絡橋公団、預金保険機構及び労働福祉事業団とする。

改 正 案	現 行
<p>（教育公務員の範囲）</p> <p>第一条 放送大学学園法（以下「法」という。）第五条第一項第一号の政令で定める教育公務員は、国立教育政策研究所の長及びその職員のうち専ら研究又は教育に従事する者で学校教育法（昭和二十二年法律第二十 六号）の規定による大学の学長、副学長、学部長又は教授に準ずるものとする。</p>	<p>（教育公務員の範囲）</p> <p>第一条 放送大学学園法（以下「法」という。）第五条第一項第一号の政令で定める教育公務員は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による国立の大学の学長、副学長、学部長又は教授の職にある者（当該大学においてその他の職を兼ねる者を含む。）</p> <p>二 教育公務員特例法施行令（昭和二十四年政令第六号）第十一条第三項に規定する者で前号に掲げる者に準ずるもの</p>

改正案	現行
<p>（給付金の支払の請求及びその支払）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 センターは、前項の規定により支払額を決定したときは、速やかに、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める者を通じて、当該各号に定める児童生徒等の保護者又は当該児童生徒等のうち生徒若しくは学生が成年に達している場合にあつては当該生徒若しくは学生に対し、給付金の支払を行うものとする。</p> <p>一 <u>学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）</u>第二条第二項に規定する<u>国立学校</u>の児童生徒等の災害に係る給付金の支払 <u>当該国立学校の校長</u></p> <p>二 公立の学校の児童生徒等の災害に係る給付金の支払 当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会</p> <p>三 私立の学校の児童生徒等の災害に係る給付金の支払 当該学校を設置する学校法人の理事長（学校法人以外の者が設置する学校にあつては、当該学校の設置者が団体であるものについては当該団体の代表者、当該学校の設置者が団体でないものについては当該設置者）</p>	<p>（給付金の支払の請求及びその支払）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5（同上）</p> <p>一 <u>国立の学校</u>の児童生徒等の災害に係る給付金の支払 <u>当該学校の校長</u></p> <p>二 公立の学校の児童生徒等の災害に係る給付金の支払 当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会</p> <p>三 私立の学校の児童生徒等の災害に係る給付金の支払 当該学校を設置する学校法人の理事長（学校法人以外の者が設置する学校にあつては、当該学校の設置者が団体であるものについては当該団体の代表者、当該学校の設置者が団体でないものについては当該設置者）</p>

<p>(学校の設置者が地方公共団体又は国である場合の事務処理)</p> <p>第十九条 学校の設置者が地方公共団体である場合におけるこの政令に基づいて学校の設置者が処理すべき事務は、当該地方公共団体の教育委員会が処理するものとする。</p> <p>2 学校の設置者が国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第一条第一項に規定する国立大学法人又は独立行政法人国立高等専門学校機構である場合における第二条第一項並びに第四条第一項及び第二項の規定に基づいて学校の設置者が処理すべき事務は、当該学校の校長が処理するものとする。</p>	<p>(学校の設置者が地方公共団体又は国である場合の事務処理)</p> <p>第十九条 (同上)</p> <p>2 学校の設置者が国である場合における第二条第一項並びに第四条第一項及び第二項の規定に基づいて学校の設置者が処理すべき事務は、当該学校の校長が処理するものとする。</p>
--	---



改 正 案	現 行
<p>（教育公務員及び研究公務員の範囲）</p> <p>第七条 法第十三条に規定する政令で定める教育公務員は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による公立の大学の学長、副学長、学部長、教授、助教授又は講師の職にある者（当該大学においてその他の職を兼ねる者を含む。）</p> <p>二 国立教育政策研究所の長及びその職員のうち専ら研究又は教育に従事する者で前号に掲げる者に準ずるもの</p> <p>2 法第十三条に規定する政令で定める研究公務員は、研究交流促進法（昭和六十一年法律第五十七号）第二条第二項に規定する試験研究機関等に勤務する国家公務員であつて、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受けるものうち、研究職俸給表の適用を受ける職員でその属する職務の級が三級以上の級であるもの及び指定職俸給表の適用を受ける職員とする。</p>	<p>（教育公務員及び研究公務員の範囲）</p> <p>第七条 法第十三条に規定する政令で定める教育公務員は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による国立又は公立の大学の学長、副学長、学部長、教授、助教授又は講師の職にある者（これらの大学においてその他の職を兼ねる者を含む。）</p> <p>二 教育公務員特例法施行令（昭和二十四年政令第六号）第十一条第三項に規定する者で前号に掲げる者に準ずるもの</p> <p>2 （同上）</p>

改 正 案	現 行
<p>（教育公務員の範囲）</p> <p>第二条 法第十六条第二項の政令で定める教育公務員は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による公立の大学の学長、副学長、学部長又は教授の職にある者（当該大学においてその他の職を兼ねる者を含む。）</p> <p>二 <u>国立教育政策研究所の長及びその職員のうち専ら研究又は教育に従事する者で前号に掲げる者に準ずるもの</u></p>	<p>（教育公務員の範囲）</p> <p>第二条（同上）</p> <p>一（同上）</p> <p>二 <u>教育公務員特例法施行令（昭和二十四年政令第六号）第十一条第三項に規定する者で前号に掲げる者に準ずるもの</u></p>

改 正 案	現 行
<p>（行政管理局の所掌事務）</p> <p>第五条 行政管理局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 独立行政法人（国立大学法人及び大学共同利用機関法人を含む。以下同じ。）に関する共通的な制度の企画及び立案に<u>関すること。</u></p> <p>七 独立行政法人の新設、目的の変更その他当該独立行政法人に係る個別法（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三三号）第一条第一項に規定する個別法をいう。）及び国立大学法人法の定める制度の改正並びに<u>廃止に関する審査を行うこと。</u></p> <p>八 法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人（独立行政法人を除く。）の新設、目的の変更その他当該法律の定める制度の改正及び廃止に関する審査を行うこと。</p> <p>九 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）の施行に<u>関すること。</u></p> <p>（行政評価局の所掌事務）</p> <p>第六条 行政評価局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p>	<p>（行政管理局の所掌事務）</p> <p>第五条（同上）</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 独立行政法人に関する共通的な制度の企画及び立案に<u>関すること。</u></p> <p>七 独立行政法人の新設、目的の変更その他当該独立行政法人に係る個別法（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三三号）第一条第一項に規定する個別法をいう。）の定める制度の改正及び<u>廃止に関する審査を行うこと。</u></p> <p>八（同上）</p> <p>九（同上）</p> <p>（行政評価局の所掌事務）</p> <p>第六条（同上）</p>

- 一 政策評価（国家行政組織法第二条第二項及び内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五条第二項の規定による評価をいう。以下同じ。）に関する基本的事項の企画及び立案並びに政策評価に関する各府省の事務の総括に関すること。
- 二 各府省の政策について、統一的若しくは総合的な評価を行い、又は政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行うこと。
- 三 各行政機関の業務の実施状況の評価（当該行政機関の政策についての評価を除く。）及び監視を行うこと。
- 四 第二号の規定による評価並びに前号の規定による評価及び監視（以下これらの評価及び監視を「行政評価等」という。）に関連して、次に掲げる業務の実施状況に関し必要な調査を行うこと。
  - イ 独立行政法人の業務（第二号の規定による評価に関連する場合には限る。）
  - ロ 前条第八号に規定する法人の業務
  - ハ 特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人（その資本金の二分の一以上が国からの出資による法人であつて、国の補助に係る業務を行うものに限る。）の業務
  - ニ 国の委任又は補助に係る業務
- 五 行政評価等に関連して、前号二の規定による調査に該当するもののほか、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務に該当する地方公共団体の業務（各行政機関の業務と一体として把握される必要があるものに限る。）の実施状況に関し調査を行うこと。

<p>六 各行政機関の業務、第四号に規定する業務及び前号に規定する地方公共団体の業務に関する苦情の申出についての必要なあつせんに関すること。</p> <p>七 行政相談委員に関すること。</p> <p>八 政策評価・独立行政法人評価委員会の庶務に関すること。</p> <p>(政策評価・独立行政法人評価委員会)</p> <p>第二百二十三条 政策評価・独立行政法人評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 独立行政法人通則法の規定(国立大学法人法第三十五条において準用する場合を含む。)及び行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成十三年法律第八十六号)第五条第四項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理すること。</p> <p>2 (略)</p>	<p>六 各行政機関の業務、第四号に規定する業務及び前号に規定する地方公共団体の業務に関する苦情の申出についての必要なあつせんに関すること。</p> <p>七 行政相談委員に関すること。</p> <p>八 政策評価・独立行政法人評価委員会の庶務に関すること。</p> <p>(政策評価・独立行政法人評価委員会)</p> <p>第二百二十三条 (同上)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 独立行政法人通則法及び行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成十三年法律第八十六号)第五条第四項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理すること。</p> <p>2 (略)</p>
<p>六 各行政機関の業務、第四号に規定する業務及び前号に規定する地方公共団体の業務に関する苦情の申出についての必要なあつせんに関すること。</p> <p>七 行政相談委員に関すること。</p> <p>八 政策評価・独立行政法人評価委員会の庶務に関すること。</p> <p>(政策評価・独立行政法人評価委員会)</p> <p>第二百二十三条 政策評価・独立行政法人評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 独立行政法人通則法の規定(国立大学法人法第三十五条において準用する場合を含む。)及び行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成十三年法律第八十六号)第五条第四項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理すること。</p> <p>2 (略)</p>	<p>六 各行政機関の業務、第四号に規定する業務及び前号に規定する地方公共団体の業務に関する苦情の申出についての必要なあつせんに関すること。</p> <p>七 行政相談委員に関すること。</p> <p>八 政策評価・独立行政法人評価委員会の庶務に関すること。</p> <p>(政策評価・独立行政法人評価委員会)</p> <p>第二百二十三条 (同上)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 独立行政法人通則法及び行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成十三年法律第八十六号)第五条第四項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理すること。</p> <p>2 (略)</p>

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		<p>（分科会）</p> <p>第五条 委員会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、委員会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>	
名称	所掌事務		
政策評価分科会	<p>一 総務大臣の諮問に応じて次に掲げる事項を調査審議すること。</p> <p>イ 政策評価（総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十六号に規定する政策評価をいう。以下同じ。）に関する基本的事項</p> <p>ロ 各府省の政策について行う統一的若しくは総合的な評価又は政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価に関する重要事項</p> <p>二 前号イ及びロに掲げる事項に関し、総務大臣に意見を述べること。</p> <p>三 行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成</p>	<p>（分科会）</p> <p>第五条 委員会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、委員会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>	
（同上）	（同上）		名称
現 行			

<p>独立行政法人評価 分科会</p>	<p>独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三三号）の規定（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第三十五条において準用する場合を含む。）に基づき委員会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>		<p>十三年法律第八十六号）第五条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき委員会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>
<p>独立行政法人評価 分科会</p>	<p>独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三三号）の規定に基づき委員会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>		